

							第44条の規定により、関係者に立入検査を行うこと。		
		公共関係と推進課	1 公共の関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進に関すること。						
県民生活局	くらしの安全推進課		1 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行に関すること。						
			2 交通安全対策会議に関すること。						
			3 交通安全に係る調査、企画及び調整に関すること。						
			4 交通安全運動の推進に関すること。				1 熊本県交通安全連盟に関すること。 2 高齢者の交通事故防止県民運動推進委員会に関すること。		
			5 交通事故相談所						

	に関する こと。					
6	青少年 行政に関 すること 。			1 熊 本 県 少 年 保 護 育 成 条 例 (昭和46 年 熊 本 県 条 例 第30号) に 規 定 す る 推 奨 指 び に 関 す こ と 。 2 青 少 年 問 題 協 議 会 及 少 年 保 護 審 議 会 関 す こと。	1 青 少 年 指 導 者 の 研 修 に 関 す る こ と。 2 青 少 年 団 体 の 育 成 の 指 導 に 関 す こ と。 3 青 少 年 の 非 行 防 止 活 動 に 関 す こ と。 4 熊 本 県 青 少 年 育 成 会 関 係 に 関 す こ と。	
7	安 全 安 心 ま ち づ くり に 係 る 施 策 の 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 す こ と。				1 く ま も の 犯 罪 の 起 き い ま ち づ くり に 関 す こ と。	
8	犯 罪 被 害 者 等 基 本 法 (平成16 年 法 律 第161 号)の 施 行 に 関 す こと。					
9	食 の 安 全 性 確 保 に 係 る 施 策 の 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 す こと。					

		と。					
		10 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。					
		11 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関すること（一般消費者への産地情報伝達等に限る。）。					
		12 県民生活局長に関すること。					
消費生活課		1 消費生活に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。					
		2 消費者教育及び啓発に関すること。					
		3 消費生活協同組合に関すること。	1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第58条の規定により		1 同法第12条第4項の規定により許可すること。 2 同法第12条第6項の	1 同法第40条第8項に規定する届出に関すること。 2 同法第50条	

組合の設立を認可すること。

2 同法第62条第2項の規定により組合の解散を認可すること。

3 同法第69条の規定により組合の合併を認可すること。

4 同法第95条第3項の規定により解散命令をすること。

5 同法第96条の規定により又議は選挙若しくは当選を取り消すこと。

規定により措置をすること。

3 同法第26条第2項の規定により模範例を制定すること。

4 同法第30条第2項の規定により役員に欠員が生じた場合の措置を行うこと。

5 同法第40条第4項、第5項及び第6項の規定により認可すること。

6 同法第50条第5項の規定により健全性を定めること。

7 同法第50条第13項の規定により任命をすること。

の2第5項に規定する届出に關すること。

3 同法第50条の12に規定する意見書に關すること。

4 同法第53条の4に規定する変更の申請を承認すること。

5 同法第64条第2項に規定する届出に關すること。

6 同法第96条の2に規定する届出に關すること。

8 同法第53条の5の規定により業務停止等を命ずること。

9 同法第53条の10の規定により選任、調査命令は解任をすること。

10 同法第53条の13の規定により契約条件の変更承認をすること。

11 同法第93条及び第93条の2の規定により報告を徴すこと並びに第93条の3の規定により報告資料の提出を求めること。

12 同法第94条の規定により業務

			<p>は会計検査に関すること。</p> <p>13 同法第94条の2の規定により命じ、又は認可を取り消すこと。</p> <p>14 同法第95条第1項及び第2項の規定により命ずること。</p> <p>15 同法第95条の2第2項の規定により許可すること。</p>		
4 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関すること。	1 同法第4条第3項の規定により公表すること。		<p>1 同法第4条第1項の規定により表示事項を示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を示すこと。</p>	<p>1 同法第10条第1項の規定による申出受理すること。</p> <p>2 同法第10条第2項の規定により調査を実施すること。</p> <p>3 同法第19条第2項</p>	

				の 規 定 に よ り 報 告 の 又 入 を 検 査 す る こ と。		
5 不 当 景 品 類 及 び 不 当 表 示 の 防 止 に 関 す る こ と。			1 不 当 景 品 類 及 び 不 当 表 示 防 止 法 (昭 和 37 年 法 律 第 134 号) 第 7 条 の 規 定 に よ り 指 示 を す る こ と。 2 同 法 条 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 内 閣 総 理 大 臣 の 指 示 を 請 求 す る こ と。 3 同 法 条 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 報 告 の 又 入 を 検 査 す る こ と。			
6 割 賦 販 売 法 (昭 和 36 年 法 律 第 159 号) の 施 行 に 関 す る こ と。	1 同 法 第 35 条 の 3 の 32 第 2 項 の 規 定 に よ り 業 務 停 止 命 令 を す		1 同 法 第 35 条 の 3 の 21 第 1 項 の 規 定 に よ り 改 善 命 令 を す			

			ること。		と。 2 同法第40条第3項、第5項又は第9項の規定により報告徴収すること。 3 同法第41条第1項又は第5項の規定により立入検査すること。			
7	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関すること。				1 同法第42条第1項の規定により特定製品の提命をすること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査すること。	1 同法第40条第1項の規定により報告の徴収すること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査すること。		
8	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。	1 同法第8条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。			1 同法第7条、第14条、第22条、第38条、第46条又は第56条の規定により指す	1 同法第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条		

2 同法第15条の規定により業務の停止を命ずる又はその旨を表すこと。
 3 同法第23条の規定により業務の停止を命ずる又はその旨を表すこと。
 4 同法第39条の規定により取引の停止を命ずる又はその旨を表すこと。
 5 同法第47条の規定により業務の停止を命ずる及びその旨を表すこと。
 6 同法第57条の規定により取引

ること。
 2 同法第66条第1項から第4項までの規定により報告徴収立入を命ずること。

の2、第52条の2又は第54条の2の規定により料出を命ずること。

		停止を 命ずる こと又 はその 旨を公 表すこ と。				
9	ゴルフ 場等に係 る会員契 約の適正 化に關す る法律（ 平成4年 法律第53 号）の施 行に關す ること。	1 同法 第11条 の規定に よりの業 務停止を 命ずること 又はその 旨を公 表すこと。		1 同法 第10条 の規定に よるを指 示すること。 2 同法 第17条 第1項の 規定によ り報告の 徴収又入 査をすること。		
10	熊本県 消費生活 条例（昭 和52年熊 本県条例 第51号） の施行に 關すること。	1 同条 例第10 条第1項 の規定に よる消費 者基本計 画を策定 すること。 2 同条 例第42 条第2項 又は第47 条第3項 の規定に よる委員 又は臨時 委員の任 命をすること。 3 同条 例第50 条第1		1 同条 例第13 条第1項 、第25 条、第28 条、第35 条又は第36 条の規定 による勸 告をすること。 2 同条 例第14 条又は第29 条第2項 の規定に よる情報 提供をすること。 3 同条 例第21 条第3	1 同条 例第12 条第2項 、第24 条第2項 又は第27 条第2項 の規定に よる資料 の提出を 求めると。 2 同条 例第21 条第2項 の規定に よる届出 受理をす ること。 3 同条 例第29 条第1項 又は	

又は第2項の規定による公表をすること。
 4 同条第52条の規定により請をし、協力を求めると。

の規定による指導助すこと。
 4 同条第22条の規定による基準の設定、変更、廃止をすること。
 5 同条第34条第1項の規定による指定を解除すること。
 6 同条第44条の規定による貸付けを行うこと。
 7 同条第45条第2項の規定による貸付金の返還を免除すること。

第43条の規定により提供をすること。
 4 同条第39条第1項の規定による調査、助言、その他の措置をすること。
 5 同条第39条第2項の規定による資料の提出を求めると。
 6 同条第39条第3項の規定による熊本県消費者苦情処理委員会の設置を求めると。
 7 同条第48条第1項の規定による受理を

					第2項の規定により調査を行うこと。 8 同条例第49条第1項の規定により資料提出の若しくは説明を求め、又は立入等をすること。	
11 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること。	1 同法第6条第3項又は第7条第2項の規定により指示に従わなかった者を公表すること。				1 同法第6条第2項又は第7条第1項の規定により価格を表示すること。 2 同法第30条第1項の規定により業務等状況を報告すること。	
12 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48				1 同法第4条第1項又は第2項の規定により売の渡し又は命	1 同法第3条の規定により調査を実施すること。 2 同法第5条第1項	

	号)の施行に関すること。			を す る こ と。	の 規 定 る 報 告 を さ せ る こ と。		
	13 生活物資のあつ旋その他生活物資の価格、受給等の安定に関すること。						
	14 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。			1 同法第6条の規定により貸金業者の登録を拒否すること。 2 同法第24条の6の3の規定により業務の改善を命ずること。 3 同法第24条の6の4第1項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること。 4 同法第24条の6の4第1項及び第24条の	1 同法第5条の規定により貸金業者の登録をすること。 2 同法第8条の規定による登録の変更の届出受理すること。 3 同法第10条第1項の規定による廃業等の届出及び同法第24条の6の2の規定による開始等の届出受理すること。 4 同法		

6の5第1項の規定により登録を消すこと並びに同法第24条の6の4第2項の規定により法人の役員を解任すること。
5 同法第24条の6の6第1項の規定により登録を消すこと(同項第2号に該当するときに限る。)

第24条の6の6第1項の規定により登録を消すこと(同項第1号に該当するときに限る。)
5 同法第24条の6の7の規定により登録を抹消すること。
6 同法第24条の6の10第1項及び第2項の規定による報告の徴収並びに同条第3項及び第4項の規定による立入検査すること。
7 同法第24条の6の12第2項の規定により貸金業者と並

					びに同 条第3 項及び 第4項 の規定 による 承認を すること。		
	15 消費者 安全法（ 平成21年 法律第50 号）に関 すること 。	1 同法 第7条 第1項 の規定 により 提案を すること。 2 同法 第10条 第1項 の規定 により 消費生 活セン ターを 設置す ること 。		1 同法 第21条 第1項 の規定 により 措置を 行うこ と。 。	1 同法 第12条 の規定 により 通知を すること。 2 同法 第22条 の規定 による 報告、 立入調 査等に 関する こと。		
	16 消費生 活に係る 相談及び 消費者苦 情の処理 に関する こと。						
	17 前号に 係る不当 な取引行 為の適正 化に関す ること。						
	18 消費生 活に係る 商品の試 験、検査 等に関す ること。						
男女参 画・	1 男女共 同参画社 会の形成 に係る施 策（他課						

協働推進課	の分掌事務に係るものを除く。)の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 熊本県男女共同参画推進条例(平成13年熊本県条例第59号)の施行に関すること。						
	3 協働社会の構築に係る施策(他課の分掌事務に係るものを除く。)の企画、調整及び推進に関すること。						
	4 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の施行に関すること。			1 同法第41条第1項及び第64条第1項の規定により法人の業務等に関する報告徴収及び立入検査をすること。 2 同法第42条及び第65条第4項の規定に			

より法
人対
す運
営の
改善
置措
ず命
とを
こ
3 同 法
第 43 条
の 規 定
に 依 り
法 人 立
設 認 証
取 消
す 事
を
。 同 法
4 第 45 条
の 規 定
に 依 り
特 定 非
営 利 法
人 認 定
の 事
を
こ
5 同 法
第 59 条
の 規 定
に 依 り
特 定 非
営 利 法
人 認 定
の 事
を
こ
。 同 法
6 第 65 条
第 1 項
の 規 定
に 依 り
法 人 立
設 認 証
取 消
す 事
を
。 同 法
7 第 67 条

					の 規 定 に よ り 認 定 又 は 仮 認 取 消 す こ と。			
	5	くまもと県民交流館に関する こと。						
人 権 同 和 政 策 課	1	人権施策の企画に関する こと。						
	2	関係団体との連絡調整に関する こと。						
	3	地方改善事業の実施に関する こと。						
	4	社会福祉法の施行に関する こと（同法に規定する隣保事業に 関することに限る。）。						
	5	人権啓発に関する こと。						
	6	人権に係る人材育成に関する こと。						
	7	人権に係る情報の提供に関する こと。						
	8	人権に係る相談に関する こと。						

商工 観光 労働部	商工 政策課	こと。						
		1 商工業 施策の企 画調整に 関すること。			1 商工 業施策 の企画 の調整 に 関 す と。			
		2 自転車 競技法（ 昭和23年 法律第 209号）の 施行に 関 す る こ と 。						
		3 大阪事 務所及び 福岡事 務所に関 す る こ と。 4 商工観 光労働部 長室に関 す る こ と 。						
商工 労働局	商工 振興 金融課	1 商業に 係る中小 企業振興 対策の基 本的事項 に 関 す る こ と。	1 商業 に係る 中小企 業の 策 定 に 関 す る こ と 。		1 商業 に係る 中小企 業の 振 興 事 業 の 計 画 策 定 を す る こ と 。			
		2 商業に 係る中小 企業の近 代化の推 進に 関 す る こ と。						
		3 商業一 般に関 す る こ と。						
		4 中小企 業団体の 組織に 関 す る こ と 。			1 中小 企業等 協同組 合（信用 協同組 合を 除く。以 下この 欄に お い			

て同じ。
)、商工
組合、商
組、振
店、合
興、振
連、合
及、合
業、会
の、協
の、合
を、立
こ、可
す、る
こ、を
こ、す
と、
2 中、小
企、等
業、組
協、同
同、組
合、合
、商
組、工
店、商
興、振
連、合
及、合
業、会
の、協
及、合
計、務
査、会
の、検
の、査
の、報
並、告
業、取
善、に
を、改
こ、命
と、令
す、る
こ、を
こ、す
と、
3 中、小
企、等
業、組
協、同
同、組
合、合
、商
組、工
店、商
興、振
連、合
及、合
業、会
の、協
及、合
代、務
招、会
承、の
す、の
る、を
こ、す
と、
4 中、小
企、等
業、組
協、同
同、組
合、合
、商

組合、商店街、商店興連及び業の登記の嘱託をこ

5 中小企業協同組合の定款、事業報告書、普通共済約款、共済掛出書及び責任金方法書の変更をこ

6 中小企業協同組合、商工及商店興連の合併及び組織の変更をこ

7 中小企業協同組合の団約締結に関する旋

及び調
停止す
るこ
と。
8 火災
共済協
組対合
に認す
る可
及命
令係
に臣
大対
対議
に協
をす
と。
9 商工
組の
定款
更、調
規程
設及
びそ
変更
認可
す
と。
10 商工
組の
組規
約設
定及
び
更の
可並
に組
協約
結締
要必
告勸
をす
と。
11 商工
組の
特別
区及
認及
加入
障支
証認
す
と。
12 商店

				<p>興連の変認をすこと。 13 協業の及び転認をすこと。 14 中小団中央組指導員、労働員指導員及び職務の承認に等すること。 15 中小団分野の調整調査及び調整の進出をすこと。</p>			
5	商工会議所法(昭和28年法律第143号)の施行に關すること。			1	同法第7条第2項の規定により使用する員及本又び金額		

				の規 定に よる 警 告等 に 関 す る こ と 。			
6	商工 会 法（昭 和 35年 法律 第89 号） の施 行に 関す るこ と。			1 同 法 第24 条の 規定 に基 づく き、 設 立を 認 可す るこ と。 2 同 法 第42 条第 5項 及び 第48 条第 5項 の規 定に 基 づく き、 及 代 招 集を 承 認す るこ と。 3 同 法 第44 条第 4項 にお いて 準 用す る同 法第 24 条の 規定 に基 づく き、 定 更 可 認す るこ と。 4 同 法 第50 条第 1項 の規 定に 基 づく き、 報 告 徴 収 及 び 検 査を こ と。			

						<p>5 同 法 第 51 の 規 定 に 基 づ き、業 務 改 善 警 告、業 務 の 一 時 停 止、設 立 認 可 の 取 消 し 並 び に 地 区 に 変 更 及 び 解 散 の 勸 告 を す る こ と。</p> <p>6 同 法 第 53 の 規 定 に 基 づ き、設 立 認 可 の 取 消 し に よ る の 解 散 場 合 の 清 算 人 を 選 ぶ こ と。</p> <p>7 同 法 第 54 第 4 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 24 条 の 規 定 に 基 づ き、財 産 の 処 分 方 法 を 認 可 す る こ と。</p>			
			<p>7 小 規 模 事 業 に 関 する こ と 。</p>			<p>1 經 營 改 善 普 通 事 業 に 関 する こ と 。</p>			

<p>8 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第16条第4項の規定に基づき、調停案を公表すること。</p> <p>2 同法第16条の3第4項の規定に基づき、大企業業者の物品販売事業の調整について勧告を公表すること。</p> <p>3 同法第16条の4の規定に基づき、一時の停止の勧告を公表すること。</p> <p>4 同法第16条の5の規定に基づき、調整を命令すること。</p>	<p>1 同法第2条の規定に基づき、購買会の利用の禁止措置を命令すること。</p> <p>2 同法第3条及び第7条の規定に基づき、小売市場の許可を消すこと。</p> <p>3 同法第10条の規定に基づき、小売市場の許可を取り消すこと。</p> <p>4 同法第12条の規定に基づき、公正取引委員会に措置を要求すること。</p> <p>5 同法第14条の2の規定に基づき、大企業業者の</p>	<p>1 同法第9条第3項の規定に基づき、小売市場の開設地位の承継の受理を拒否すること。</p> <p>2 同法第14条の規定に基づき、小売業の営業の廃止の受理を拒否すること。</p> <p>3 同法第19条第1項の規定に基づき、業務を報告すること。</p>
--	---	---	---

				<p>調査を すること。 6 同法 第15条 の規定 に基づ き、あ つは又 は旋調 停を行 うこと。 7 同法 第16条 の3の 規定に 基づき 、大企 業の物 品販売 事業の 調整に ついて の勧告 をすこ と。 8 同法 第17条 の規定 に基づ き、紛 争の解 決を勧 告すこ と。 9 同法 第19条 第1項 の規定 に基づ き、立 入検査 をすこ と。</p>					
9	大規模 小売店 舗立地 法（平 成10年 法律第 91号） の施行 に關す ること。	1	同法 第9条 第7項 の規定 に基づ き、公 表すこ と。	1	同法 第8条 第4項 の規定 に基づ き、意 見を述 べるこ と。	1	同法 第12 条の規 定に基 づき、 関係機 關への 協力に 關し、 協力を 依頼す ること。		

			2 同 法 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、勸 告 を 行 う こと。	る こと 。 2 同 法 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、報 告 の 採 取 を 行 う こと。		
10	小 売 商 業 活 動 の 調 整 に 関 す る こと 。					
11	中 小 企 業 の 新 た な 事 業 活 動 の 促 進 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る こと (商 業 に 関 す る こと に 限 る) 。		1 同 法 第 9 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、経 営 革 新 計 画 を 策 定 する こと。			
12	中 小 企 業 調 停 審 議 会 に 関 す る こと 。					
13	商 店 街 の 活 性 化 の た め の 地 域 住 民 の 需 要 に 応 じ た 事 業 活 動 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 21 年 法 律 第 80 号) の 施 行 に 関 す る こと 。		1 同 法 第 4 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き、商 店 街 活 性 化 計 画 に 関 す る 意 見 を 述 べ ず る こと。			

<p>14 小規模 企業者等 設備導入 資金及び 中小企業 高度化資 金に關す ること。</p>	<p>1 貸付 額が 1,000万 円以上 で重要 な中小 企業高 度化資 金の貸 付決定 に關す ること 。</p>	<p>1 小規模 企業等 設備導入 資金貸 付決定 に關す ること。 2 小規模 企業等 設備導入 資金事 業計画 の作成 及びそ の變更 をこと。 3 貸付 額が 1,000万 円以上 の中小 企業高 度化資 金の貸 付決定 に關す こと(知 事事項 に該當 するも を除く。)。4 貸 付額が 1,000万 円以上 の中小 企業高 度化資 金の貸 付申請 に關す こと。 5 貸付 額が 1,000万 円以上</p>	<p>1 小規模 企業等 設備導入 資金還 關すこ と。2 貸 付額が 1,000万 円未満 の中小 企業高 度化資 金の貸 付決定 に關す こと。 3 貸付 額が 1,000万 円未満 の中小 企業高 度化資 金の貸 付申請 に關す こと。 4 貸付 額が 1,000万 円未満 の中小 企業高 度化資 金の貸 付金の 支払請 求に關 すこと。</p>
--	---	---	---

				<p>の起 に係 償還 るに 関す ること 。 11 中 企業 度高 金化 入の 係線 入に 係償 還関 すこ と。</p>			
	15 中小 企業 金融 に関 する こと。	1 信用 保証 協会 の役 員の 任免 に関 する こと。		<p>1 信用 保証 協会 の方 法書 の認 可を すこ と。 。 2 信用 保証 協会 の検 査実 施を すこ と。</p>			
	16 中小 企業 の経 営の 診断 及び 助言 に関 する こと。			<p>1 中 企業 度高 化事 業計 画・ 建設 診断 に関 する こと。 。 2 地 域・ 企業 動向 に関 する 診断 に関 する こと。</p>	1 其 他の 軽易 な診 断に 関す ること。		
	17 商工 労働 局長 に関 する こと。						
労働 雇	1 労働 行政 の推 進に 関す ること。	1 労働 行政 プ ラン の		1 労働 行政 の推 進に 関す ること。			

用 課	こと。	策定に 関する こと。		の 会 議 に 関 す る 事 と。			
	2 労働教育に関すること。				1 労働関係法普及啓発に関すること。 2 その他労働事実を調査すること。		
	3 労働調査に関すること。				1 労働情報を調査すること。 2 労働争議月報を作成すること。		
	4 労働組合に関すること。	1 公益事業に関する労働委員会の調停を請求すること。 2 労働組合法（昭和24年法律第174号）第18条に基づく地域的一般的拘束力を決定すること。		1 労働組合の調査に関すること。 2 争議行為の届出受理すること。 3 公益事業の行通知理及び公表すること。			

<p>5 労働者の福利厚生に関すること。</p>				<p>1 中小企業退職金共済制度に関すること。 2 労働福祉事業の実態を調査すること。 3 労働福祉の実施すること。</p>		
<p>6 労働委員会に関すること。</p>	<p>1 労働委員会の委員の任免に関すること。</p>					
<p>7 中小企業従業員住宅に関すること（厚生年金還元融資住宅に限る。）</p>						
<p>8 雇用対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
<p>9 緊急雇用創出基金に関すること。</p>						
<p>10 ふるさと雇用再生特別基金に関すること。</p>						

産業人材育成課	1 職業能力の開発に関すること。	1 職業能力開発計画を策ずること。 2 職業訓練法の認可に関すること。		1 職業訓練の認定及び取消しをすること。 2 職業訓練指導員の免許及び取消しをすること。 3 職業訓練指導員の試験を実施すること。 4 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成 14 年法律第 170 号)第 20 条に基づく報告及び申請に関すること。 5 災害見舞金の決定に関すること。	1 事業主等が行う職業訓練に対する援助に関すること。 2 訓練の認定に関すること。 3 職業訓練指導員の免許の交付に関すること。 4 職業能力開発校の施設指設定及び変更をすること。		
	2 技能検定に関すること。			1 技能検定試験を実施すること。 2 技能検定の合格の決定	1 技能検定合格証書の交付及び再交付に関すること。 2 技能		

					定 關 す る こ と。	士 章 の 交 付 を す る こ と。		
		3 労働審 議会に関 すること 。						
		4 職業能 力開発協 会に関す ること。	1 職業 能力開 発協会 の設立 の認可 に関す ること。		1 職業 能力開 発協会 に同行 の業務 の報告 に關す ること。 2 職業 能力開 発協会 に對し の援助 に關す ること。 3 職業 能力開 発協会 に對し の報告 をさせ 、職業 能力開 発協会 を檢査 すること。			
		5 職業能 力開発校 に關する こと。						
		6 技術短 期大学校 に關する こと。						
新 産 業 振 興 局	産 業 支 援 課	1 工業に 係る中 小企業 の振興 の基 本的 事項 に關 する	1 工業 に係 る中 小企 業の 決定 に關 する		1 工業 に係 る中 小企 業の 事業 の計 画			

こと。	ること。		策定すること。			
2 工業に係る中小企業の近代化の推進に関すること。						
3 工業一般に関すること(商工振興金融課の分掌事務に係るものを除く。)				1 商工所有権の引出の指導をすること。 2 熱管の指導をすること。 3 商工業標準化の指導をすること。		
4 地場産業の振興に関すること。						
5 産炭地域振興に関すること。						
6 下請振興に関すること。						
7 中小企業の技術の向上に関すること。						
8 鉱業一般に関すること。			1 鉱業の振興の事業計画を策定すること。	1 鉱山の振興の指導を行うこと。 2 鉱業法(昭和25年法		

				律 第 289号) 第24条 の協議 を処理 すること。	
9 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること（河川区域等の区域内で行う砂利採取計画の認可を除く。）。	1 同法第6条の規定により登録を拒否すること。 2 同法第12条の規定により登録の取消し等を行うこと。 3 同法第26条の規定により認可の取消し等を行うこと。		1 同法第3条の規定により登録をすること。 2 同法第15条の規定による業務主の試験の及定を認すこと。 3 同法第16条の規定による採取計画の認可及び同法第20条の規定による変更の認すこと。 4 同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令をすること。 5 同法第23条の規定	1 同法第33条の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第34条の規定により立入検査をすること。 3 同法第36条の規定による通報をすること。	

			<p>る措置をとる緊急をこに緊置等る。</p> <p>6 同法第38条の規定による聴すこと。</p> <p>7 同法第43条の規定による協議すること。</p>		
<p>10 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第32条の4の規定により登録を拒否すること。</p> <p>2 同法第32条の10の規定による登録の取消し等すること。</p> <p>3 同法第33条の12の規定による認可の取消し等すること。</p>		<p>1 同法第32条の規定による登録をこと。</p> <p>2 同法第32条の13の規定による業者の試験等すること。</p> <p>3 同法第33条の規定による採画の認可及び同法第33条の5の規定による変更の等ること。</p>	<p>1 同法第34条の8の規定による適用をこと。</p> <p>2 同法第42条の規定による報告の徴収及び検査をこと。</p>	

4 同 法
第 33 条
の 9 の
規 定 に
よ り 認
取 の 命
計 画 の
変 更 を
令 ず る
こ と

5 同 法
第 33 条
の 13 の
規 定 に
よ り 緊
急 措 置
等 を 命
ず る こ
と

6 同 法
第 33 条
の 17 の
規 定 に
よ り 岩
採 取 止
し 者 対
し 災 害
防 止 を
命 ず る
こ と

7 同 法
第 34 条
の 4 の
規 定 に
よ り 聴
聞 を 命
ず る こ
と

8 同 法
第 42 条
の 2 の
規 定 に
よ り 協
議 を 命
ず る こ
と

	11 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関すること（商業に関することを除く。）。						
	12 産学行政連携の促進に関すること。						
	13 新事業・ベンチャー支援に関すること。						
	14 サービス産業の振興に関すること。						
	15 産業技術センターに関すること。						
	16 くまもとテクノ産業財団に関すること。						
	17 新産業振興局長に関すること。						
エネルギー政策課	1 太陽光発電等の新エネルギー関連産業の振興及び利用の促進に関すること。						

	2 エネルギー対策の企画、調整及び推進に関すること。						
企業立地課	1 企業誘致に関すること。	1 企業誘致の計画に関すること。 2 誘致の企業と立地の協定に関すること。		1 熊本県工場等設置奨励条例(昭和39年熊本県条例第6号)に基づく適用工場等の指定の承継の承認を含むこと。	1 同条に基づく事業の開始報告書を受領すること。 2 誘致の企業フォローアップに関すること。		
	2 企業立地計画に関すること。	1 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく実施計画を策定すること。			1 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工業立地適正化等に関すること。		
	3 県が管理する工業団地に関すること。						
	4 高度技術研究開発基盤の整備に関すること。						

		5	ポ ー ト セ ー ル ス 推 進 室 に 関 す る こ と。 (1) 熊 本 港 等 へ の 貨 物 の 集 積 の 推 進 に 関 す る こ と。 (2) 熊 本 港 等 に 寄 港 す る 船 舶 の 誘 致 及 び 拡 充 に 関 す る こ と。 (3) 熊 本 港 臨 海 用 地 の 分 譲 、 貸 付 け 及 び 管 理 に 関 す る こ と。 (4) そ の 他 熊 本 港 等 の 利 用 促 進 等 に 関 す る こ と。 。								
観 光 経 済 交 流 局	観 光 課	1	観 光 振 興 に 係 る 施 策 の 企 画 及 び 調 整 に 関 す る こ と。								
		2	観 光 広 報 に 関 す る こ と。								
		3	観 光 関 係 団 体 の 指 導 育 成 に 関 す る								

	こと。					
	4 通訳案内士に関すること。			1 通訳案内士の登録をすること。		
	5 旅行業法（昭和27年法律第239号）に関すること。			1 旅行業又は旅行業代理業の登録に関すること（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）。 2 営業保証金の還付に関すること。 3 旅行業又は旅行業代理業に対する業務改善の停止命令をすること。	1 旅行業又は旅行業代理業の登録の変更の処に關すること。 2 旅行者の保証金の供託すること。営業保証金の戻しに關すること。 3 営業保証金の取戻しに關すること。	
	6 観光統計に関すること。					
	7 観光施設の整備及び維持管理に関すること。					
	8 国際観光ホテル			1 同法第12条	1 同法第44条	

	整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。			第2項の規定による施設の管理法善指關こと。	第1項及び第3項の規定による報告及検査關こと。		
	9 熊本県野外劇場に関すること。						
	10 観光審議会に関すること。						
	11 観光経済交流局長に関すること。						
国際課	1 貿易振興に関すること。			1 貿易振興の企画調整關こと。海外における見本市の開催及参加の決定關こと。貿易行政の誘及連絡調整關こと。 2 海外における見本市の開催及参加の決定關こと。 3 貿易機誘及連絡調整關こと。 4 貿易商社及び団体の	1 貿易企業の調査及貿易統計關こと。 2 輸出商品の改善關こと。 3 貿易の實務及相談關こと。		

			指 導 に 関 する こ と。			
2 国 際 化 に 係 る 施 策 の 企 画 及 び 調 整 に 関 す る こ と。	1 国 際 化 に 係 る 施 策 の 基 本 方 針 に 関 す る こ と。					
3 姉 妹 提 携 地 域、 友 好 提 携 地 域 そ の 他 の 地 域 と の 交 流 に 関 す る こ と。						
4 在 熊 外 国 人 対 策 に 関 す る こ と。						
5 国 際 協 力 に 関 す る こ と。			1 海 外 研 技 術 員 及 び 自 治 員 体 職 員 交 流 研 修 員 の 受 入 決 め を す る こ と。	1 海 外 研 技 術 員 及 び 自 治 員 体 職 員 交 流 研 修 員 の 受 入 研 修 に 関 す る こ と。年 2 海 外 協 力 隊 に 関 す る こ と。		
6 海 外 移 住 及 び 在 外 県 人 会 に 関 す る こ と。			1 県 出 身 海 外 者 留 留 の 受 入 決 め を す る こ と。	1 県 出 身 海 外 者 留 留 の 事 務 に 関 す る こ と。外 2 在 外 県 人 会 に 関 す る こ と。		

		7	一般旅券の発給の申請の受理及び交付に関すること。						
	くまもとブランド推進課	1	くまもとブランドの推進に係る企画及び調整に関すること。						
		2	県産品の販路拡大に係る施策の企画及び調整に関すること。						
		3	物産振興に関すること。						
		4	伝統的工芸品産業の育成に関すること。						
		5	熊本産業展示場に関すること。						
		6	流通施設の整備促進に関すること。						
農林水産部	農林水産政策課	1	農林水産部各課及び出先機関の職員の手続き並びに農林水産部の事務経費に関する						

		こと。					
		2 農政諸務に関すること。		1 新嘗祭における献穀者を推薦すること。			
		3 熊本農政事務所、農業研究センター、林業研究指導所及び水産研究センターに関すること。					
		4 熊本県農業公園に関すること。					
		5 農林水産施策の企画調整に関すること。		1 農林水産施策の企画調整に関すること。			
		6 農業、林業及び水産の基本的な計画の策定に関すること。	1 農業、林業及び水産の基本的な計画の策定に関すること。				
		7 農林水産部長室に関すること。					
団体支援課	1 農業協同組合等に関すること。	1 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 95 条の	1 同法第 59 条の規定による設立の認可をすること。 2 同法第 63 条第 2	1 同法第 40 条第 1 項の規定による仮理事を選任し、総会	1 同法第 11 条の規定に基づき、信用事業規程の制定、変更		

8 同法第95条の規定により農業協同組合又は農事組合法人の違法行為に対し必要な措置をすること。

人の変届受理すること。
 6 同法第72条第16第4項の規定による農事組合法人の届受理すること。
 7 同法第72条第17第2項の規定による農事組合法人の届受理すること。
 8 同法第72条第18第3項の規定による農事組合法人の届受理すること。
 9 農業倉庫法(大正6年法律第15号)に基づき、農業倉庫業の認可及び

<p>4 漁船保険に関すること。</p>			<p>1 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条に基づく加入区指定又は変更すること。</p>	<p>1 同法第112条の2及び漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条に基づく付保義務の届出に係る及び関係の並指船の調縦関すること。 2 同法第113条の2に基づく付保義務の消滅公示及び関係の通知関すること。 3 同施行令第7条に基づく指船の訂正関すること。</p>		
<p>5 農業金融に関すること。</p>	<p>1 天災による被害農</p>		<p>1 農業改良資金融</p>	<p>1 熊本県近代</p>		

林漁業に
 者等に対する
 資金融通に
 関する暫定
 措置法（昭
 和30年法律
 第136号）
 第2条第5
 項の規定に
 基づき、特
 別被害地を
 指定するこ
 と。

法（昭和31
 年法律第102
 号）第2条の
 規定に基づ
 く資金制度
 の運用に關
 すること。
 2 熊本県農
 業近代化資
 金融通要項
 の規定に基
 づく融資の
 うち同項第
 2の2(2)か
 ら(5)までに
 掲げる融資
 機関が第2
 の1の(2)か
 ら(4)までに
 掲げる者に
 貸し付けら
 れる場合で
 あって貸付
 額が5,000
 万円を超える
 ものの利子
 補給に關す
 ること。
 3 株式会社
 日本金融

資金融通措
 置の項に基
 づく融資に
 係る利子の
 補給に關す
 ること。た
 だし、同項
 第2の1の
 (1)に掲げ
 る者及び第
 2の2の(1)
 に掲げる機
 関が第2の
 1の(2)か
 ら(4)まで
 に掲げる者
 に対する融
 資に係る並
 びに政策監
 事項に該当
 するものを
 除く。
 2 株式会社
 日本金融公
 庫法（平成
 19年法律第
 57号）の規
 定に基づく
 資金融通に
 係る貸付の
 適格の

					<p>るを。本家営支金取領規定に基づき家営支金業の承認と。業資係子及子補に。式日策公ら嘱る調報関こと。</p> <p>3 熊大経善資務要規基大経善資事業の承認と。業資係子及子補に。式日策公ら嘱る調報関こと。</p> <p>4 制度に利給補助関こと。</p> <p>5 会社金融の貸付の調査と。</p>	
6	林業金融に関すること。			<p>1 林業改善資貸等に関すること。</p> <p>2 木材産業高度化推進</p>	<p>1 株式会社日策公庫の委受行付事書</p>	

			金の貸等 付に關す ること。	の及作 成貸付の 後指調 査導 に關す こと。		
7 漁業金 融に關す ること。			1 漁業 近代化の 近資金の 貸付に關 すこと。 2 沿岸 漁業改善 資金の貸 付に關す こと。	1 株式 会社日 本政策 金融公 庫の委 嘱に係 る貸付 の調査 報告に 關すこ と。		
8 農業共 済組合に 關すること。	1 農業 災害補 償法（ 昭和 22 年法律 第 185 号）第 143 条 の 2 の 規定に 基づき 、都道 府県農 業共済 保険審 査会規 程（昭 和 16 年 勅令第 889 号） 第 5 条 による 委員の 任免に 關すこ と。	1 同法第 16 条第 1 項の規 定に基づ き、組合 員の当 然加入 の基準 を定め ること。 2 同法第 25 条及 び第 48 条第 2 項 の規定に より、農 業共済 組合の 設立及 び合併 の認可 すること 。 3 同法第 46 条第 2 項の規 定に基づ き、農業 共済組 合の解 散の認 可をす ること。 4 同法第	1 同法 第 43 条 第 2 項 の規定 に基づ き、農 業共済 組合の 定款又 は規程 の変更 を認可 すること。 2 同法 第 85 条 第 10 第 1 項の 規定に 基づき 、共済 事業の 実施に 關する 例の変 更を認 可すこ と。 3 同法 第 87 条			

				85 条の 3 第 1 項の 規定に基 づき、市 町村の農 業共済事 業実施の 認可をす ること。 5 同法第 142 条の 4 から第 142 条の 7 までの 規定に基 づく検査 及び監督 命令に関 すること 。 6 同法第 142 条の 6 の規定 に基づき 、農業共 済組合に 対し、命 令違反に 対する措 置をす ること。	第 2 項 及び同 施行令 (昭 和 22 年 政令第 299 号) 第 2 条の 4 第 1 項の 規定に基 づき、農 業共済組 合事務費 賦課を承 認すること 。 4 同法第 87 条の 2 第 4 項の 規定に基 づき、共 済掛金の 滞納処分 の認可を すること。 5 同法第 107 条第 4 項、第 115 条第 4 項、第 120 条の 15 条第 6 項及び 第 120 条 の 23 第 3 項の規 定に基づ き、農作 物共済、 家畜共済 、果樹共 済、畑作 物共済及 び園		
--	--	--	--	--	---	--	--

										<p>芸 施 設 共 濟 の 危 險 段 階 基 準 共 濟 掛 金 率 を 認 可 す る こ と 。</p> <p>6 同 法 第 120 条 の 15 第 1 項 及 び 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 畑 作 物 共 濟 の 危 險 階 級 の 別、 各 階 級 属 する 区 域 又 は 地 域 及 び 各 階 級 の 危 險 程 度 を 指 示 する こ と。</p> <p>7 農 作 物 共 濟、 果 樹 共 濟 及 び 畑 作 物 共 濟 の 収 入 並 び 蚕 繭 の 収 入 を 指 示 す る こ と。</p>						
			9	農 業 共 濟 保 險 審 査 会 に 関												

		<p>すること。</p>					
		<p>10 漁業共済に関すること。</p>			<p>1 漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく加入区に関すること。</p>		
		<p>11 その他農林水産業団体に関すること。</p>					
		<p>12 団体検査室に関すること。</p>					
		<p>(1) 農業協同組合の検査に関すること。</p>					
		<p>(2) 森林組合の検査に関すること。</p>					
		<p>(3) 漁業協同組合の検査に関すること。</p>					
		<p>(4) その他農林水産業団体の検査に関すること。</p>					
<p>経営局</p>	<p>農地・農</p>	<p>1 農地の利用推進に関すること。</p>					

業 振 興 課	2 農業会議及び農業委員会に関すること。						
	3 農地の集積に関すること。						
	4 農業振興地域の整備に関すること。	<p>1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を定めること。</p> <p>2 同法第6条の規定に基づき農業振興地域を指定すること。</p>	<p>1 同法第5条の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を変更すること。</p> <p>2 同法第15条の3の規定に基づく監督処分に関すること。</p>	<p>1 同法第7条の規定に基づき、農業振興地区を区域変更し及び指定を解除すること。</p> <p>2 同法第8条第4項の規定に基づく市町村の農業振興地域整備計画に係る協議すること。</p> <p>3 同法第9条の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めること。</p> <p>4 同法第11条第5項の規定による審査</p>	<p>1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更すること。</p> <p>2 同法第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規定に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更に係る協議すること。ただし、面積が1アール未満の農用地の農</p>		

									<p>申立について第6項の規定に基づき裁すこと。</p> <p>5 同法第13条第3項の規定に基づき、市町村に指示すること。</p> <p>6 同法第13条第2第3項の規定に基づき、市町村の分画を認可すること。</p> <p>7 同法第15条第2項の規定に基づき、所有権の移転に係ることを。</p> <p>8 同法第15条第2第1項の規定に基づき、農用地域における開</p>		<p>用地区域から除外するに農利用計画面積が2ヘクタール未満の農用地を農用地に編入した農用地利用計画の変更及び農用地利用計画の計画変更に係ることを除く。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

			<p>為の許 可をす るこ と。 9 同法 第 15 条 の 4 第 1 項の規 定に基 づく、農 用地区 域以外 の区域 内にお ける開 発行為 につい て勸告 をす ること。 10 都市 計画法 (昭和 43 年法律 第 100 号) 第 23 条第 1 項の 規定に 基づく 市街化 区域及 び市街 化調整 区域の 区分と 農業調 整に関 するこ と。</p>			
5	農業振 興促進 審議会 に 関 する こ と。 。					
6	農村地 域工業 等導入 事業に 関する こと。	1 農村 地域工 業等導 入促進 法(昭和 46年	1 同法第 4 条の規 定に基 づく、農 村地域工 業等導入基	1 同法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規 定に		

			<p>法律第 112 号) 第 4 条の規定に基づき、農村工業等導入基本計画を定めること。</p>	<p>本計画を変更すること。</p>	<p>に基づき、県の実施計画を定めること。</p> <p>2 同法第 5 条第 8 項の規定に基づく市町村の実施計画に係る協議すること。</p>		
7 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)の規定による転用及び自作農財産に関すること。	1 同法第 51 条の規定による違反転用に対する処分に関すること。	1 農林水産大臣に対する同法第 4 条、第 5 条及び農地法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 57 号)第 1 条の規定による改正前の農地法(昭和 27 年法律第 229 号(以下「旧法」という。))第 73 条の規定による申請に意見を付すること。			<p>1 同一事業に供する農地、採草放牧地の累積面積が 30 アール以上の同法第 5 条の許可すること。</p> <p>2 同法第 18 条の許可すること。</p> <p>3 同法第 28 条の和解の仲介をすること。</p> <p>4 旧法第 72 条第 4 項の規定により不用の物件の除去を命ずること。</p>		

と。
5 農地
法 施行
令等 の
一部 を
改正 す
る 政令 (
平成 21
年 政令
第 285
号) 第 1
条 の 規
定 に よ
る 改 正
前 の 農
地 法 施
行 令 (昭
和 27 年
政 令 第
445 号)
第 15 条
の 2 の
規 定 に
よ り 貸
付 け を
行 う こ
と。
6 旧 法
第 74 条
の 2 の
規 定 に
よ り 道
路 等 の
譲 与 に
関 係 す
る こ と。
7 旧 法
第 75 条
の 2 の
規 定 に
よ り 草
地 利 用
権 の 設
定 に 関
係 す る
こ と。
8 同 法
第 49 条
の 規 定
に よ り
立 入 調
査 を こ

	8	民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく農事調停に関すること。			1	同法に基づき、農事調停すること。		
	9	農地対価等徴収金に関すること。						
	10	公益財団法人熊本県農業公社に関すること。						
	11	経営局長に関すること。						
担い手・企業参入支援課	1	農業の担い手の育成に関すること。						
	2	農業経営の改善に関すること。						
	3	新規就農に関すること。						
	4	農業への企業参入に関すること。						
	5	農業大学校に関すること。						

	6 女性農業者及び高齢農業者に関すること。						
	7 青年農業者の育成に関すること。						
流通企画課	1 農林水産物の流通対策の企画及び調整に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。						
	2 農林水産物の販路拡大に係る計画の策定及び農林水産物の宣伝に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。						
	3 農林水産物の流通体系の整備に係る計画の策定及び推進に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。						

	<p>。)</p>						
	<p>4 農 林 水産物の加工に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。</p>						
	<p>5 その他農林水産物の流通対策に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。</p>						
	<p>6 地産地消の推進に関すること。</p>						
	<p>7 農商工連携に関すること。</p>						
	<p>8 卸売市場に関すること。</p>						
	<p>9 卸売市場審議会に関すること。</p>						
<p>むらづくり課</p>	<p>1 中山間地域対策の調整及び推進に関すること。</p>			<p>1 地区予算の割当てに関すること。</p>			

		2 農村地域の生活環境の整備に関すること（総合整備に関する調査計画及び農業集落排水事業の計画の策定に関するものを除く。）。			1 地区予算の割に関すること。			
		3 経営構造対策に関すること（人権啓発等を含む。）。		1 事業実施計画を認定すること。 2 事業実施計画の変更を承認すること。				
		4 都市農村交流に関すること。		1 事業実施計画を認定すること。 2 事業実施計画の変更を承認すること。				
		5 食育活動に関すること。						
		6 農地・水保全管理支払事業に関すること。						
生産局	農業技術課	1 農業技術の改善普及に関すること。		1 協同農業普及事業の実施に関する方針を策定すること。	1 普及指導委員の設置に関すること。	1 協同農業普及事業の実施に関すること。 2 農業普及指導員の資質		

				<p>向上に関する 3 農業災害防止 気象防に関する 。 普及 4 指導委員の活 指力の支援に の関するこ 。 。</p>		
2	植物防疫に関する こと。	1	航空防除実施計画を策定 すること。	1	農作物病害虫警報を 発令すること。	
3	肥料、農薬及び農業機 械に関すること。	1	高性能農業機械の導入基 本方針に関すること。	<p>1 肥料の登録をすること。 2 事故肥料の譲渡を許 可すること。 3 肥料取締法（昭和 25 年法律第 227 号）違反 者の措置に関するこ と。 4 農薬残留分析結果を 発表すること。 5 農薬取締法（昭和 23 年法律</p>	<p>1 特殊肥料の生産に 関する届受理すること。 2 農薬取締法第 8 条 の規定による業者の 届受理すること。 3 高性能農業機械の 診断に関すること。 4 農作業安全に 関するこ 。 。</p>	

			第82号) 第13条第1項の規 定による 販売業者 又は業者 は使用者 に対する 報告徴収 及び検閲 に関する こと。 6 農薬指 導士を認 定すること。			
4 農用地 土壌汚染 防止に関 すること。	1 対策地 域及び特 別地区の 指定及び 変更をす ること。	1 対策計 画の策定 及び変更 に関する こと。	1 指定農 作物の範 囲に関する こと。 2 土壌汚 染に関する 調査及び 測定に関 すること。			
5 環境保 全型農業 の推進に 関すること。		1 環境保 全型農業 の推進計 画を策定 すること。 2 地力増 進地域を 指定する こと。 3 持続性 の高い農 業生産方 式の導入 の促進に 関する法 律(平成 11年法	1 熊本特 別栽培農 産物の認 証基準を 策定する こと。 2 全国環 境保全型 農業コー スに関す ること。 3 同法第 3条			

		律第 110 号)第 3 条の規定に基づき、導入指針を定めること。	第 3 項の規定に基づき、導入指針を変更すること。 4 同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、導入計画認定すること。			
6 種苗法(昭和 22 年法律第 115 号)の施行に関すること。		1 熊本県職務育成品種の利用の許諾に関すること。	1 熊本県職務育成品種の審査に関すること。			
7 病害虫防除所に関すること。						
8 農業技術会議に関すること。						
9 農業技術支援室に関すること。						
(1) 農業改良助長法(昭和 23 年法律第 165 号)第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。						

	(2) 普及指導員の研修の実施に関すること。						
	(3) 研究開発された新技術の確立及び農業者等への技術移転に関すること。						
	(4) 農業災害及び病虫害発生時における被害軽減のための技術対策に関すること。						
	10 生産局長に関すること。						
農産課	1 生産総合事業の総合調整に関すること。						
	2 米、麦、大豆の生産対策に関すること。		1 米、麦、大豆の振興方針を策定すること。	1 米、麦、大豆の生産対策に関すること。 2 稲、麦、大豆の種子対策に関すること。			

			3 米、麦、大豆の奨励品種を改廃すること。			
3 米穀の需給調整及び流通に関すること。		1 市町村別生産目標数量を定めること。	1 米穀の流通・販売促進に関すること。			
4 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。						
5 戸別所得補償制度に関すること。						
6 いぐさの生産奨励に関すること。			1 いぐさの奨励品種を選定すること。 2 いぐさの原及苗ほ及び耕種基準の設置に関すること。 3 いぐさの指針策定すること。			

				4 いぐ及び製品の生産の計画並びに流通の推進に関すること。			
	7 茶の振興に関すること。		1 茶振興計画を策定すること。	1 茶の栽培加工に関する指導方針を策定すること。			
	8 特用作物の振興に関すること。						
	9 蚕糸業の振興に関すること。						
園芸課	1 果樹の振興に関すること。		1 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第1項の規定に基づき、果樹農業振興計画を策定すること。 2 果樹の推奨品種の選定すること。	1 同法第3条第1項の規定に基づき、果樹園経営計画を認すること。 2 果実の価格安定対策に関すること。 3 果実の需給調整すること。			

	2 野菜の振興に関する事 。		1 野菜振興計画を策定すること。 2 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第5条及び第6条の規定に基づく野菜の指定産地の指定及び変更に関する事。	1 同法第8条及び第9条の規定に基づき、野菜生産近代化計画の作成及びその変更をすること。 2 野菜価格安定策に関する事。			
	3 花きの振興に関する事 。		1 花き振興計画を策定すること。				
畜産課	1 畜産振興に関する事。		1 酪農・肉用牛生産近代化計画を策定すること。	1 地域畜産振興に関する事。 2 地方競馬協会等託に関する事。 3 畜産技術研修実施をすること。 4 畜産関係団体に関する事。	1 畜産統計に関する事。 2 畜産技術研修者定めをすること。		
	2 飼料に関する事。			1 飼料の安全性の確保及び	1 同法に基づく製造業者等		

			<p>品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づく廃棄物の処分等及検査等に関すること。 2 自給飼料に関すること。</p>	<p>の届出の受理及び報告の徴収すること。 2 飼料安定法(昭和27年法律第356号)に基づく調査、報告等すること。</p>		
	3 酪農振興に関すること。		<p>1 集約酪農地域に関すること。 2 集約酪農地及び指定地域における酪農施設の又は変更すること。</p>			
	4 畜産経営に関すること。		<p>1 畜産コンサルタント事業を指導すること。 2 牛乳の取引に関する監督に</p>	<p>1 畜産経営の診断及び指導すること。</p>		

				及び停 調する こと。 つ び を こ			
5	畜産環 境対策に 関すること。			1 畜産 団地の 造成に 関する こと。 2 畜産 経営環 境の保 全に関 すること。 3 家畜 排泄物 の管理 の適及 利用進 の促進 に関する 法律（ 平成 11 年法律 第 112 号）に 基づく 指導、 助言、 勸告及 び命令 に關す ること。			
6	学校給 食用牛乳 に關する こと。						
7	家畜及 び畜産物 の流通及 び価格対 策等に關 すること。			1 家畜 及び畜 産物の 流通の 対推 進に關 すること。 2 家畜 及び畜 産物価 格安定 基金			

			関する こと。			
8 家畜市場に関する こと。			1 家畜市場の登録 に関すること。 2 市場再編整備 地域の指定に 関すること。			
9 草地開発に 関すること。			1 県営及び団 体営草地開 発事業の調 査に関する こと。 2 野草地の 調査及び開 発に関する こと。			
10 公共育成 牧場に関す ること。						
11 家畜の改良 増殖に関す ること。		1 家畜及び 家きんの改 良増殖計画 を策定する こと。	1 家畜導入 及び貸付け に関するこ と。 2 種苗の貸 付けに関す ること。 3 家畜人工 授精講習会 の開催、資 格試験	1 畜種及び 標準鶏の検 査を実施す ること。		

の 実 施
に 関 ず
る こ と
。
4 子 家
畜 検 査
員 及 び
種 雄 畜
検 査 員
の 任 免
に 関 ず
る こ と
。
5 畜 化
業 者 を
登 録 す
る こ と
。
6 標 準
鶏 認 定
検 査 員
の 任 免
に 関 ず
る こ と
。
7 登 録
畜 業
者 関 係
す る 措
置 を 命
じ 及 び
立 入 検
査 を こ
。
8 地 方
種 畜 検
査 員 を
任 免 し、
種 畜 検
査 証 明
書 を 発
行 し、立
入 検 査
を 命 じ
る こ と
。
9 優 良
種 牛 を
認 定 す
る こ
。
。

<p>12 養ほう に関する こと。</p>			<p>1 みつ 蜂 転飼 を 許 可 す る こ と。</p>			
<p>13 家畜保 健衛生に 関するこ と。</p>				<p>1 家畜 衛生に 関する 思想の 普及を 実施す ること。</p>		
<p>14 家畜伝 染病予防 に関する こと。</p>		<p>1 家畜伝 染病の発 生又はま ん延を防 止するた めの検査 、注射、 薬浴又は 投薬を命 ずること 。 2 家畜伝 染性疾病 を予防す るため消 毒を命ず ること。 3 家畜伝 染病の発 生に伴う 必要な 処置に関 すること。 4 患畜又 は疑似患 畜の殺処 分を命ず ること。 5 家畜伝 染病まん 延防止の ため家畜 等の移動 禁止又は 制限を命 ずること 。 6 家畜伝 染病まん 延防止の</p>	<p>1 家畜 防疫員 の任命 及び雇 上獣医 師の委 (解)嘱 をす ること。 2 家畜 防疫員 の派遣 及び要 請に関 すること。 3 家畜 防疫自 衛組織 の強化 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 家畜 の伝染 病及び 患畜の 届出を 受理す ること。 2 家畜 伝染病 まん延 防止の ためと 措 つ 置 い て 農 産 大 臣 の 報 告 及 び 都 道 府 の 通 報 を す る こ と。</p>		

		ため家畜 集合施設 の開催、 放牧等の 制限を命 ずること 。			
15 動物薬 事に関する こと。		<p>1 薬事法 に基づく 許可の取 消し等を すること 。</p> <p>2 動物用 医薬品又 は動物用 医療機器 の販売業 者に対し 、条件に 対する違 反を是正 するため に必要な 措置をと るべきこ とを命ず ること。</p> <p>3 動物用 医薬品の 指導取締 りに関す ること。</p>	1 薬事 監査員 を任免 すること 。	<p>1 不良 品、不正 表示等 について 、廃棄 その他 の措置 を命ず ること 。</p> <p>2 配置 販売業 者及び 配置員 の身分 証明書 を発行 すること 。</p> <p>3 動物 用品販 売並び に動物 用高度 管理機 器販売 及び貸 業の許 可(更新 に係る を許可 を除外 すること 。</p> <p>4 登録 販売者 の販売 従事登 録に 関すること 。</p>	

		16 獣医事に関する こと。			1 診療簿及び 簿検案簿の 検査を行う こと。	1 獣医師法(昭 和24年法律第 186号)第22 条の規定によ る届出の進達 をすること。 2 獣医療法(平 成4年法律第 46号)第3条 の規定による 診療施設の開 設の届受理に 関すること。		
		17 家畜人工授精所 に関する こと。						
		18 家畜保健衛生所 に関する こと。						
農 村 振 興 局	農 村 計 画 課	1 土地改良区等 に関する こと。	1 土地改良法 (昭和24年法 律第195号) 第85条に基 づく国営土地 改良事業施行 申請書の進達 及び第87条 の3の規定に 基	1 土地改良区 の設立及び運 営に係る認可 等に関する こと。	1 団地土地改 良事業の適否 及び認可等に 関すること(非 補助土地改良 事業を除く。)。2 県営土 地改	1 団地土地改 良事業の適否 及び認可等に 関すること(非 補助土地改良 事業に限る。)。2 同法第 18条		

		こと。					
		(2) 国営事業に係る営農計画との調整及び営農計画の推進に関すること。					
		(3) 国営事業に係る調査に関すること。					
		(4) 国営事業に伴う付帯関連事業の計画、調整及び推進に関すること。					
		(5) 農業用水の調整に関すること。					
		5 農村振興局長に関すること。					
技術管理課	1	農業・森林・水産土木工事の検査に関すること。					

2 農林水産部所管の各種補助事業のうち建築物の検査に関すること。						
3 農業・森林土木工事の設計・積算に関すること。						
4 農業・森林土木技術職員の技術指導・研修に関すること。						
5 農業・森林土木事業に係る電算システムの管理・開発に関すること。						
6 農業・森林土木工事の進行管理システムの管理に関すること。						
7 農業・森林土木工事に係る建設副産物対策に関すること。						
8 農業・森林土木工事に係る評価に関すること。						
9 農業・森林土木工事に係る						

	コストの縮減に関すること。						
	10 農業・森林土木工事に係るCALS/ECの推進に関すること。						
農地整備課	1 農地の集団化及び換地計画に関すること。			1 国営及び県土地事係地換地の計画の決定及び並びに処関すること。 2 団地土地改良事業に係る換地に関すること。 3 交換に関すること。			
	2 農業農村整備事業に係る事業用地の取得及び補償に関すること。						
	3 県営及び団地営の農業農村整備事業(農村計画課の分掌事務			1 地区予算の割当に関すること。			

	に係るものを除く。)に関すること。					
4	海岸保全事業(農林水産省農村振興局所管)に関すること。	1 海岸保全事業長期計画の策定に関すること。		1 地区予算の割当てに関すること。 2 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条による海岸保全区域の指定、変更又は廃止を決定すること。		
5	防衛施設周辺障害防止事業のうち農業用施設に関すること。					
6	農地及び農業用施設等の災害復旧に関すること。			1 農林水産業施設災害復旧事業費補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第4条による補助率増高の申請をこ		

			2 同令 第1条 の4に よる災 害復旧 事業計 画概要 及び復 災事業 補助計 画概要 を提出 すること。		
7 地すべ り防止事 業（農林 水産省農 村振興局 所管）に 関すること。		1 地すべ り防止区 域の指定 に關すること。 2 地すべ り防止工 事基本計 画を策定 すること。	1 地すべ り等防 止法（ 昭和33 年法律 第30号 ）第11 条の規 定によ る工事 の設計 及び実 施計画 を承認 すること。 2 地すべ り等防 止法 施行令（ 昭和33 年政令 第112 号）の規 定によ る輕微 な行為 を指定 すること。 3 地区 予算の 割に關 すること。	1 同法 第18条 の規定 による 行為の 許可を すること。	

8 地籍調査に関すること。	1 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第1項の規定に基づき、地籍調査に関する県計画を定めて報告すること。	1 同法第6条の規定に基づき、市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指すこと。 2 同法第6条の3（第6条の3第1項を除く。）の規定に基づき、地籍調査に関する県計画の協議、承認、公示及び通知をすること。 3 同法第8条の規定に基づき、国土調査の実施を勧告すること。 4 同法第19条の規定に基づき、国土調査の成果の認証、承認申請及び公す
---------------	---	---

					ること。			
		9 土地改良財産の管理に関すること。		1 重要な土地改良財産の処分に関すること。	1 土地改良財産(土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和32年熊本県条例第32号)第12条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる財産その他特に農林部に水長が指定した施設財産に限る。)の管理を委託すること。 2 土地改良財産の軽易な処分に関すること。			
森 林 局	森 林 整 備 課	1 民有林森林計画に関すること。	1 地域森林計画を策定すること。	1 地域森林計画の変更に関すること。	1 地域森林計画の対意申立	1 森林計画の指図及び関係		

			<p>てに開 するこ と。 町 2 市 林 村 備 整 画 画 協 議 及 市 町 森 村 備 整 に 画 知 係 調 事 関 停 こ と 3 森 林 施 計 画 認 定 関 す と (森 の 所 地 在 2 以 上 地 振 興 局 所 管 域 区 に 域 合 及 熊 本 に 市 場 有 限 限 る 。) 。</p>	<p>こと。 2 空 中 写 測 真 果 量 成 の 使 及 用 製 複 に 承 関 認 す る こと 。 3 他 の 都 府 道 道 に 林 林 業 計 施 画 業 係 に 項 事 理 処 す 理 る こと 。</p>		
2	国 有 林 と 民 有 林 の 森 林 計 画 の 調 整 に 関 する こと。		1	国 有 林 と 民 有 林 の 森 林 計 画 の 調 整 に 関 する こと。		
3	森 林 審 議 会 に 関 する こと 。					
4	森 林 整 備 保 全 事 業 計 画 に 関 する こと 。					

<p>5 民有林の造林奨励に関すること。</p>	<p>1 造林事業計画を策定すること。</p>		<p>1 造林事業年度及びその変更をこ 2 造林事業の推進及び指導に関するこ 3 造林の推進及び指導に関するこ</p>			
<p>6 林業用種苗に関すること。</p>			<p>1 苗木生産事業に関するこ 2 林業用種苗需給調整に関するこ 3 林業用苗木畑品評会開催に関するこ 4 苗木の団体の指導に関するこ 5 公営種子採取に関するこ 6 林業種苗法（</p>	<p>1 林業用苗木養成状況を調査すること。 2 林業用苗木を得る調査すること。 3 林業用苗木需給不足を調査すること。 4 林業用苗木需給計画による実績を調査すること。 5 種子の実績状況を調査</p>		

昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により母樹若しくは育樹種母樹又は普通樹若しくは普通林を指定し、同法第9条第1項の規定により指定解除をし、及び同法第23条の規定により種採取を禁止し、並びにこれを公示すること。
 7 生産者講習の実施に関すること。
 8 生産者の登録に関すること。

ること。
 6 きゅう果の採取状況を調査すること。
 7 同法第6条第2項の規定による指定採取源保護は、管理のため指示すること(住熊に者対が市あるに限り。)
 8 同法第10条第1項の規定により及び同法第15条の規定による登録及び同法第15条の規定による登録の取消を、住熊に者対が市あるに限り、及び象熊にも限る。

9 林 木
品 種 改
良 事 業
に 関 す
る こ と
。

限る。)。
9 同 法
第 12 条
第 1 項
の 規 定
に よ る
登 録 証
の 交 付
及 び 同
条 第 3
項 の 規
定 に よ
る 通 知
を こ と
（ 住 所
が 熊 本
市 に あ
る 者 及
び 地 本
に 限る
もの に
限る。 ）

。 同 法
10 第 19
条 の 規
定 に よ
る 義 務
等 の 違
反 に 対
し て 命
ず る こ
と （ 住
所 が 熊
本 市 に
あ る 者
及 び 地
本 に 限
る も の
に 限る
。 ）。

11 同 法
第 20 条
第 1 項
の 規 定
に よ る
林 業 種

							<p>証すこと(が市あり及び地本あものる)。) 苗の(住所本あり及び地本あものる)。 明を(住所本あり及び地本あものる)。 ること(住所本あり及び地本あものる)。 住熊に者対が市るに。) 熊に者対が市るに。) 者及が市るに。) 対象が市るに。) が熊に者及が市るに。) 市に者及が市るに。) るに。) に。) 。)</p>		
			<p>7 民有林 の間伐 促進に 関する こと。</p>						

<p>8 県有林地の取得、交換、譲与及び地上権設定に関すること。</p>	<p>1 県有林地の取得、交換及び譲与に関すること。</p>	<p>1 県有林地の地上権設定契約の締結及び解除をすること。</p>				
<p>9 県有林の造成、処分及び伐採跡地検査に関すること。</p>	<p>1 県有林処分計画を策定すること。 2 評価額 3,000 万円以上の県有林産物の公売を決定すること。</p>	<p>1 評価額 3,000 万円未満の県有林産物の公売を決定すること。 2 素材委託販売計画を策定すること。</p>	<p>1 新植事業及び保有計画(附属施設を含む。)を策定すること。 2 森林保入加入を締結すること。 3 林産物の計画外処分をすること(評価額 100 万円未満のものを除く。) 4 立木等代金の延納の利息の割合を決定すること。</p>	<p>1 伐採跡地検査に関すること。</p>		
<p>10 県有林の管理に関すること。</p>	<p>1 県有林経営計画を策定すること。</p>		<p>1 県有林経営計画を実施すること。 2 県有林の保全に</p>			

				するこ と。			
	11 林業公 社に關す ること。	1 林業 公社に 對する 森林整 備資金 を貸し 付け ること。 2 林業 公社に 對する 農林漁 業資金 貸付金 務の債 務を保 証をこ と。					
	12 森林公 園の整備 等に關す ること。						
	13 森林の 公有化に 關すること。						
	14 緑化の 普及及び 啓発に關 すること 。						
	15 森林病 害虫等に 關すること。						
	16 森林局 長に關す ること。						
林業振 興課	1 流域森 林・林業 對策に關 すること 。						

<p>2 林業・木材産業振興施設等整備事業に関すること。</p>			<p>1 林業・木材産業振興施設整備事業の計画決定に関すること。</p>	<p>1 林業・木材産業振興施設整備事業の指導に関すること。</p>		
<p>3 入会林野等整備事業に関すること。</p>		<p>1 入会林野等整備計画の認可及び公告に関すること。</p>		<p>1 入会林野等整備事業の指導に関すること。</p>		
<p>4 特用林産物及び樹芸林業に関すること。</p>		<p>1 特用林産事業に関する振興基本計画を策定すること。</p>	<p>1 特用林産物の生産、加工及び流通の計画を策定すること。 2 樹芸林業の計画を策定し、実施すること。</p>	<p>1 特用林産物の生産、加工及び流通の指導に関すること。 2 特用林産物実績の調査及び報告すること。</p>		
<p>5 林業担い手対策に関すること。</p>		<p>1 林業担い手の育成確保に関する基本計画を策定すること。</p>		<p>1 林業労働安全衛生に関する普及啓発を行うこと。 2 林業従事者及び継業者の育成を行うこと。</p>		
<p>6 林道に関すること</p>		<p>1 林道網整備計画</p>	<p>1 林道の目的</p>			

			と。		を決定すること。	変更等承認をすること。 2 林道規程(昭和30年林野庁第5092号長官通達)に基づく林道の認定に関すること。			
			7 県産材の利用推進に係る企画及び調整に関すること。						
			8 県産材の販路拡大に係る計画の策定及び県産材の宣伝に関すること。						
			9 木材業者及び製材業者の指導及び育成に関すること。						
			10 林業技術の普及及び指導に関すること。			1 林業普及指針及実施方針及び林業指導事業実施計画の策定に関すること。 2 普及指導職			

<p>森 林 保 全 課</p>	<p>1 保安林 に関する こと。</p>		<p>1 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号から第3号までの保安林（重要流域内に存するものに限る。以下「大臣権限保安林」という。）の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要なものに限る。）。</p> <p>2 同法第25条第1項第1号から第3号までの保安林（重要流域以外の流域内に存するものに限る。）及び同法第25条第1項第4号から第11号までの保安林（以下「知事権限保安林」という。）の指</p>	<p>員の設置に関すること。</p> <p>1 大臣権限保安林の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）。</p> <p>2 知事権限保安林の指定及び解除に係る予定告示をすこと（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）。</p> <p>3 保安林の指定施業の変更に関すること。</p> <p>4 保安林の指定及び解除に係る予定告示をすこと（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）。</p>	<p>1 大臣権限保安林の指定及び解除に係る予定告示をすこと。</p> <p>2 知事権限保安林の指定及び解除に係る告示をすこと。</p> <p>3 同法第34条第1項及び第2項の規定による保安林におけるおける行為の許可をすこと（熊本市にあるものに限る。）。</p> <p>4 保安林の補償に関すること。</p> <p>5 特定保安林の指定及び</p>		
----------------------------------	-------------------------------	--	--	--	--	--	--

		定及び解除に係る予定告示をすること(重要なものに限る。)	5 保安林及び解除に係る意見書にすること。	除を農林水産大臣申請すること。皆伐の面積を公表すること。		
		3 同法第38条の規定に基づく監督処分をすること。	6 保安林地区の指定及び解除にすること。			
2 林地開発行為に関すること。		1 森林法第10条の2の規定による民有林における開発行為の許可をすること(重要なものに限る。)	1 同法第10条の2の規定による民有林における開発行為の許可をすること(部(公室)長専決事項に該当するものを除く。)	1 同法第10条の2第1項の規定による許可した開発行為の完了に認めず(熊本県森林審議会諮問した及び熊本市にあるものに限る。)		
		2 同法第10条の3の規定に基づく監督処分をすること。				
3 治山事業に関すること。	1 治山事業の基本計画を策定すること。	1 治山事業の年度計画を決定すること。	1 単県治山事業の計画承認にすること。	1 治山事業の別所計画及び設計に協議すること。		
	2 地すべり防区域の指定に関すること。		2 山地災害報告にすること。	2 同法第18条の規定による行為		
			3 地すべり防			

					<p>止工事基本計画に関すること。</p> <p>4 地すべり防止策の取組に際して、工事設計及び計画承認すること。</p> <p>5 林地防除計画に関すること。</p>	<p>許可すること。</p> <p>3 山の崩壊防止工事の実施に際して、単山補助に關すること（熊本市に限る。）。</p>		
水産局	水産振興課	1 水産技術の普及及び指導に関すること。						
		2 沿岸漁業の構造改善に関すること。			1 漁業経営改善の策及び変更に関すること。			
		3 水産物の流通に関すること。						
		4 栽培漁業の推進に関すること。			1 栽培漁業基本計画の策定に関すること。			

<p>5 資源管理型漁業の推進に関すること。</p>			<p>1 資源管理の計画に関すること。</p>			
<p>6 内水面漁業の振興に関すること。</p>			<p>1 内水面漁業振興計画に関すること。</p>			
<p>7 養殖業の振興に関すること。</p>		<p>1 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第8条の規定による特定疾病のまん延の防止に関すること。</p>	<p>1 同法第4条の規定による漁場改善計画の認定に関すること。 2 同法第7条の規定による勸告等に関すること。</p>			
<p>8 漁場環境の保全に関すること。</p>						
<p>9 漁業法(昭和24年法律第267号)の施行に関すること。</p>		<p>1 漁場計画策定方針に関すること。</p>	<p>1 漁業の免許に関すること。 2 漁場計画に関すること。 3 漁業登録に関すること。 4 漁業権変更に関すること。</p>	<p>1 漁場調査及び管理に関すること。 2 免許漁業原簿謄本(抄本)交付に関すること。 3 漁業調整に関すること。</p>		

					<p>こと。</p> <p>5 漁業権行使規則に関すること。</p> <p>6 同法第67条の規定に基づく命令に関すること。</p> <p>7 漁業監督吏員の任免すること。</p> <p>8 司法警察の指名協議に関すること。</p> <p>9 漁業者違反行政の処分に関すること。</p>	<p>4 同法に基づく認可並びに内容の変更の許可に関すること。</p> <p>5 漁場の岩礁等に関すること。</p> <p>6 つき設置の許可に関すること。</p> <p>7 特別採捕の許可に関すること。</p> <p>8 特別の養殖承認に関すること。</p> <p>9 漁業許可証の書換に関すること。</p> <p>10 漁業許可証の再交付に関すること。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

10 漁船及び遊漁船業に関すること。				1 漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく漁船の建造、改造及び転用の許可、漁船の新規登録及び並認並びに漁船登録簿の交付並びに漁船に法規則に基づく漁船登録の再交付に関すること(地域振興局事務に係るものを除く)。 2 漁船に係る指定機関及び指定機関認定に関すること。 3 漁船建造の報告に関すること。		
--------------------	--	--	--	--	--	--

					<p>4 小型の漁船の総トン数の測定に係る証明書の交付及び報告に関すること。</p> <p>5 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に基づく遊漁船業者の登録、業務主任者講習、遊漁船業団体の指定、報告及び立入検査等に関すること（地域振興局の事務に係るものを除く。）。</p>		
		11	海面利用に関すること。				
		12	海区漁業調整委員会及び内水面漁場委員会に関すること。	1	海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の指導監督		

				に 関 す る こ と 。			
	13 漁業取 締事務所 に関する こと。						
	14 水産局 長に関する こと。						
漁港 漁場 整備課	1 漁港に 関すること。	1 漁港 指定に 関すること。	1 漁港区 域の変更 に関する こと。	1 事業 施行及 び事業 計画変 更の許 可をす ること 。 2 海岸 保全区 域の指 定、変 更又は 廃止を 決定す ること。 3 漁港 整備計 画の策 定に関 すること。 4 漁港 施設及 び海岸 災害状 況を報 告すこ と。 5 漁港 施設災 害復旧 の単価 承認の 申請を すること。 6 漁港 施設及	1 同法 第39条 第1項、 第3項 から第 6項ま で及び 第8項 の規定 に基づ く許可、 協議、 許可の 取消し、 効力の 停止、 条件の 変更及 び命関 すること。 2 熊本 県漁港 管理条例 (昭和 37年熊 本県条 令第17 号)に基 づく許 可、承認 (同条例 第4条 の承認 を除く。)、届出 の処理 及び命 関すること。		

			の を 除 く 。) 。			
2 漁港に係る公有水面に関すること。		1 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第32条の規定に基づく認可に係る漁港区域内における公有水面埋立の免許をすること。	1 漁港区域内における公有水面埋立の免許をすること（同施行令第32条の規定に係る免許を除く。）。 2 漁港区域内における公有水面埋立のしゅん功認可をすること。	1 漁港区域内における公有水面埋立に係る地元市町村長の意見を徴すること。 2 漁港区域内における公有水面埋立に係る区域の縮小計画の変更しゅん功期間の延長の軽易のものも許すこと。		
3 海岸及び漁港の美化に関すること。						
4 沿岸漁場の整備に関すること。			1 沿岸漁場整備事業計画策定をすること。 2 沿岸漁場整備事業			

					年度別 実施計画 の策及び 変更する こと。			
全国豊かな海づくり大会推進課	1	第33回全国豊かな海づくり大会（以下「海づくり大会」という。）の企画及び調整に関すること。						
	2	海づくり大会の広報及び啓発に関すること。						
	3	海づくり大会の関連事業に関すること。						
	4	海づくり大会の行幸啓に関すること。						
	5	その他海づくり大会の開催の準備に関すること。						
土木部	監理課	1 土木部各課及び出先機関所属職員の人事手続並びに土木部各課の事務費の経理に関すること。						

<p>2 建設業に関する こと。</p>		<p>1 建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第5項に基づき発注者へ勧告すること。</p> <p>2 同法第28条に基づき、建設業者へ指示し、及び営業を停止すること。</p> <p>3 同法第29条に基づき、建設業者の許可を取り消すこと。</p> <p>4 同法第41条に基づき、建設業者及び建設業者団体へ指導、助言及び勧告をすること。</p> <p>5 同法第42条の規定に基づき、公正取引委員会へ措置請求をすること。</p>	<p>1 同法に基づく建設業の許可及び許可更新をすること。</p>	<p>1 同法第3条に基づく建設業者の許係申請を進行すること。</p> <p>2 同法第27条の2に基づく経営事項の審査をすること。</p> <p>3 同法第31条に基づく立入検査をすること。</p> <p>4 同法第27条の7に基づく建設業者団体へ報告を求めること。</p> <p>5 建設業者の育成に関すること。</p> <p>6 建設の統計の資料の収集及び報告に関すること。</p> <p>7 建設機械</p>		
--------------------------	--	--	-----------------------------------	--	--	--

					当法(昭和29年法律第97号)第4条に基づく建設の機械打刻の検認をすること。		
	3 浄化槽工事業に関すること。			1 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第32条の規定に基づく浄化槽工事に対する指示又は登録の取消等を行うこと。	1 同法第21条の規定に基づき、浄化槽工事業の登録及び更新の登録をすること。 2 同法第33条第3項の規定に基づく浄化槽工事開始の届出受理をすること。 3 同法第53条第1項及び第2項の規定に基づく報告徴収及び立入に際しての検閲をすること。		

<p>4 解体工事業に関すること。</p>			<p>1 建設工事に係る資材資源等に関する法律第 35 条第 1 項に基づく工事業者に対する登録取消又は業止る。</p>	<p>1 同法第 21 条の規定に基づき、解体工事の登録更新登録を。 2 同法第 37 条第 1 項に基づく報告徴収立検査に関する。</p>		
<p>5 建設工事の請負契約に関すること。</p>	<p>1 建設業者の格付けの基準及び資格審査を。</p>					
<p>6 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に関すること。</p>				<p>1 同法第 14 条に基づく基本及公共の測量の実施に関する。 2 同法第 24 条に基づく測量の移転の請求の土地の院長への。</p>		

					達に 関す ること。		
	7 土木事務所及び産業開発青年隊に関すること。				1 産業開発青年隊に関すること。		
	8 建設工事紛争審査会及び建設業審議会に関すること。						
	9 土木部長室に関すること。						
用地対策課	1 土地収用に関すること。	1 土地収用法（昭和26年法律第219号）第17条第2項の規定に基づき、事業の認定をすること。		1 事業認定申請書の命欠陥の修正等に関すること。 2 同法第11条の規定に基づき、立入りの許可をすること。 3 同法第14条の規定に基づく試掘等の許可をすること。	1 事業認定申請書を縦覧すること。		
	2 事業用地の取得及び地上物件等の補償						

		に関する こと。						
		3 公有地 の拡大の 推進に関 すること 。						
		4 国土交 通省所管 の他課に 属しない 国有行政 財産の管 理に関す ること。						
		5 収用委 員会に関 すること 。						
		6 熊本県 事業認定 審議会に 関すること 。						
土 木 技 術 管 理 課		1 土木工 事の検査 に関する こと。						
		2 土木工 事の設計 基準に関 すること 。						
		3 土木工 事の施行 方法の改 善に関す ること。						
		4 土木技 術職員の 技術指導 に関する こと。						
		5 土木工 事の実施 管理に関 すること 。						

		6 土木工事に係る積算システム、工事進行管理システム及び電子納品に関すること。						
		7 CALS / EC(公共事業支援統合情報システム)に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
		8 熊本県建設技術センターに関すること。						
		9 土木工事に係る建設副産物対策に関すること。						
		10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に關すること(廃棄物対策課、監理課及び建築課の分掌事務を除く。)			1 同法第15条の規定に基づく分別解体等の方法の変更のその他の必要な命置に關すること。			
道路都市局	道路整備課	1 道路に係る施策の企画、総合調整及び推進に関する						

		こと。					
		2 高規格幹線道路及び地域高規格道路に関すること。					
		3 道路公社に関すること。					
		4 道路の建設に関すること（道路の新設及び改良並びに橋梁の修繕に関するに限る。ただし、交通安全施設の整備に関するものを除く。）。					
		5 道路都市局長に関すること。					
道路保全課	1 道路の管理に関すること。	1 県道の路線の認定、変更及び廃止を行うこと。		1 道路法（昭和27年法律第180号）第19条の規定により県に係る道路の管理の方法を、同法第54条の規定によりその費用負	1 道路法第18条の規定により道路の区域の決定、区域の変更及び供用を開始をこびれらるに告関		

担の方
法を定
めると
こと。
2 同法
第20条
の規定
により
兼用工
作物の
管理の
方法を
定め、
同法第
55条の
規定に
よるそ
の費用
の負担
方法を
定めこ
こと。
3 同法
第21条
の規定
により
他の工
作物の
管理者
に対する
命令を
行ない、
同法第
60条の
規定に
よるそ
の負担
額を決
定すこ
こと。
4 同法
第37条
の規定
により
道路の
占用の
禁止は
区域を
指定こ
こと。

5 同 法
第 44 条
の 規 定
に 沿 道
域 の 指
定 を 行
う こ と

6 同 法
第 48 条
の 2 の
規 定 に
よ り 自
動 車 専
用 道 指
定 を 行
う こ と

7 同 法
第 48 条
の 7 の
規 定 に
よ り 自
転 車 専
用 道 指
定 を 行
う こ と

8 同 法
第 71 条
第 2 項
の 規 定
に よ り
監 督 処
分 を 行
う こ と

9 同 法
第 71 条
第 4 項
の 規 定
に よ り
道 路 監
理 員 の
任 免 を
行 っ と

10 同 法
第 94 条
の 規 定

				により 不用物 の返 還を 行 うこ と。 11 車 輛 制 限 令 (昭 和 36 年 政 令 第 265 号) の 施 行 に 関 道 路 の 指 定 を 行 う こ と。 12 電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 (平 成 7 年 法 律 第 39 号) 第 3 条 の 規 定 に よ り 電 線 共 同 溝 を 整 備 す る 道 路 の 指 定 を 行 う こ と。			
	2 道 路 整 備 特 別 措 置 法 (昭 和 31 年 法 律 第 7 号) に 関 す る こ と。	1 同 法 第 3 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 協 議 に 応 じ 、 又 は 同 意 を 行 う こ と。 2 同 法 第 16 条 の 規 定 に よ り		1 同 法 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 意 見 決 定 し 、 又 は 同 意 を 行 う こ と。 2 同 法 第 17 条 の 規 定 に よ り			

			同意を 行うこ と。		意見をし は又 は同意を 行うこ と。		
	3 軌道に 関すること。				1 軌道規 定のよ る主務 大臣の 職権を 道府県 知事に 委任す る政令 (昭和 28年政 令第 257号) に基づ く認可 を行う こと。		
	4 道路運 送法(昭 和26年 法律第 183号) に關す ること。					1 同法 第91 条に規 定する 意見を 決定す ること。	
	5 道路の 美化に 關すこ と。						
	6 国有財 産に關 すること (道路法 の道路 敷及び 法定外 公共物 の里道 に限る。)。						
	7 道路の 維持に 關すこ と。				1 道路 法第4 6条第 1項の 規定に 異常時 象にお お	1 道路 パト ロール 実施計 画を決 定すこ と。 2 道路	

				ける通 行規制 の指 行区 間を 指 定 指 行 と。	通行規 制の報 告に 関 する と。		
	8 道路の建設に関する事 （道路整備課の分掌事務に係るものを除く。）。						
	9 市町村道に関する事。				1 市町村国庫補助工事の完了を認めること。		
	10 道路の環境整備に関する事。						
都市計画課	1 都市計画に関する事。	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定に基づき、都市計画区域の指定等を行うこと。 2 同法第18条の規定に基づき、都市計画を決定すること。 3 同法		1 同法第18条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得るため国土交通省に協議すること。 2 同法第19条第3項の規定に基づき、市町村の都市計画の協議及び	1 風致地区内における建築規制に関する条例第2条の規定に基づく建築許可すること。 2 同条例第5条の規定に基づき、立入検査すること。 3 同条例第6		

第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更をすること。
 4 同法第24条第6項の規定に基づき、市町村対して都市計画の決定又は変更の措置を求めると。

意をすることを。
 3 同法第24条第7項の規定に基づき、国関係行政機関の長に対して、国土計画若しくは地方又は国の計画策定又は更に申し出ること。
 4 同法第53条の規定に基づき、建築を許可すること。
 5 同法第55条の規定に基づき、都市計画施設区域の土地建築物の許可をいごで区域を指定すること。
 6 同法第59

条の規定に基づき、区域内に行為を言勧めること。
 4 熊本県高齢者、障害者等自立社会的活動の促進に関する条例第18条第1項の規定に基づき、必要な指導助言をすること。
 5 同条例第18条第2項の規定に基づき、必要な指示をすること。
 6 同条例第19条の規定に基づき、協議を受けること。
 7 同条例第20

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第1項の規定に基づき、市町村の都市計画事業を認可すること。

7 同法第59条第5項の規定に基づき、国、都道府県及び市町村以外の者の都市計画を認可すること。

8 同法第63条第1項の規定に基づき、事業の変更を認可すること。

9 同法第81条及び風致地区における建築規制に関する条例（昭和45年熊本県条例第14号）第7

の規定に基づき、協議を要することとする。

				<p>の規 定 に基 づ く監 督 を處 分 すを 代 と執 行 除を 。</p> <p>10 都 市 計 画 法 施 行 規 則 (昭 和 44 年 建 設 省 令 第 49 号) 第 13 条 に 規 定 す る 都 市 計 画 の な を 変 更 す 。</p>			
	2	街 路 事 業 に 関 す る 事 。					
	3	土 地 区 画 整 理 事 業 に 関 す る 事 。		<p>1 土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 4 条 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 者 の 土 地 区 画 整 理 事 業 行 可 と す 。</p> <p>2 同 法 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 者</p>	<p>1 同 法 第 11 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き、 新 施 行 者 と した 者 の 氏 名 又 は 所 在 地 所 に あ る 者 の 氏 名 又 は 届 出 受 理 事 。</p> <p>2 同 法</p>		

の規 定
に基 づ
き組 設
合の 等
立可 認
認す こ
るこ と
。
6 同 法
第 20 条
第 3 項
の規 定
に基 づ
き、 意
見書 査
審、 認
を申 請
し、 者
し、 計
に事 業
画に 必
要修 加
正を こ
え、 命
とを 又
じ、 見
は書 係
る、 意
採見 採
る、 必
す認 認
め、 意
旨書 書
見提 出
提者 者
した 知
通す こ
と
。
7 同 法
第 39 条
第 1 項
の規 定
に基 づ
き、 組
合の 設
款定 定
事業 業
画の 計
更変 認
可す

に、 規
準及 計
事業 公
画を の
衆縦 縦
覧に 供
させ る
こ と
。
同 法
51 条
第 2 項
の規 定
に基 づ
き、 意
見書 査
審、 認
を申 請
し、 者
し、 計
に事 業
画に 必
要修 加
正を こ
え、 命
とを 又
じ、 見
は書 係
る、 意
採見 採
る、 必
す認 認
め、 意
旨書 書
見提 出
提者 者
した 知
通す こ
と
。
5 同 法
第 55 条
第 1 項
の規 定
に基 づ
き、 事
業計 画
を縦 縦
供す 覧
こ と
。
6 同 法
第 55 条
第 1 項
の規 定
に基 づ
き、 市
町村 業
の計 受
画受 理
すこ と
。
こ

こと。法
8 同 第39条第2項規定に基づき、意見を審査し、可申請者し、計必修加こ命又見係見
第の規にき見審、ををしに事業に画要正えとじは書るをす要め旨出者知こ
9 同 第41条第4項規定に基づき、組合徴る金滞分の処認をす。と。
10 同 第45条第2項規定に基づき、組解

認
を
す
こ
と。
11 同法第49条の規定に基づき、組合算を承認すること。
12 同法第51条第2項の規定に基づき、区画整理の計画及び事業計画を承認すること。
13 同法第51条第8項の規定に基づき、意見を審査し、申請者に対し、規程及び事業計画に必要となる命又は意見採
散可
こ
と。
11 同法第49条の規定に基づき、組合算を承認すること。
12 同法第51条第2項の規定に基づき、区画整理の計画及び事業計画を承認すること。
13 同法第51条第8項の規定に基づき、意見を審査し、申請者に対し、規程及び事業計画に必要となる命又は意見採

																			<p>認めない意見を提出し、意見を採るを要しないことを認めるに同意する。</p>	<p>14 同法第51条第10項の規定に基づき、区画整理の事業計画の変更を可とする。</p>	<p>15 同法第51条第10項の規定に基づき、意見を審査し、申請者に対し、事業計画を修正を命じ、意見を採るを要しないことを認めるに同意する。</p>											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通知
すること。
16 同法第51条第11項の規定に基づき区画整理の合併又は分割区画整理が土地整理業務の一部及び譲渡を認めること。
17 同法第51条第13項の規定に基づき区画整理の土地整理の廃止終了を認めること。
18 同法第52条第1項の規定に

き、施
行規程
及事
業計
を定
、又
事業
画に
いお
めて
計設
要概
いの
土に
大交
認通
受の
若を
は、
村市
計町
要設
可概
こ認
。す
19 同る
第55
第4
の規
に基
き、
本熊
市都
審計
の議
の議
よ会
県に
業の
に事
て画
を、
、又
意見
を提
し出
に者
す知
。こ
20 同
第55
第4
の規
に基
き、
熊

都画会に、村業にてをるを、意をしにすと
県計議より、町事業にてをるを、意をしにすと
本市審議の上、市の計画を修正し、命又は見提案を通知する

21 同法第55条第12項の規定に基づき、計画においての概要変更について、国土交通大臣の認可又は町村設計概要変更認可

22 同法第71条第1項の規定に基づき、市

設
が
立
地
宅
公
社
定
施
程
事
業
画
可
こ
23
第
の
8
規
基
、
書
議
認
申
た
対
行
及
業
に
な
を
を
、
意
に
意
採
る
を
な
を
書
出
者
知
こ
24
第
の
14
規
基

設
た
住
給
が
る
規
び
計
認
る
。
法
条
第
の
3
項
に
き
見
審
、
を
し
に
施
程
事
業
画
要
正
え
と
じ
は
書
る
を
す
要
め
旨
見
提
た
通
る
。
同
法
条
第
の
3
項
に
き

市の設
み立た
地住
宅方
公給
社社
施行
程又
事業
画の
更を
可認
こす
と。
25 同法
第71
の3条
の第3
15項
の規
定に
基き
、意
見審
、書
査し
認可
申し
た者
に事
業計
画必
要正
を修
加え
るこ
とを
命じ
、又
は意
見書
係を
採見
る採
る必
を認
め旨
を提
出者
に知
すこ
と。
26 同法
第76
の第4
項の
規定
に基
き、
同第
1条
及び

第3項の規定に違反した者に対し、土地の原状等回復を命ずること。
27 同法第86条第1項の規定に基づき、換地を計画めは、換地を計画可とすこと。
28 同法第97条第1項の規定に基づき、換地の計画変更について認可すること。
29 同法第123条の規定に基づき、施行者、組合、区画整理又は町対し報告を求め、又

<p>4 市街地 再開発事 業に関す ること。</p>	<p>1 都 市 再 開 発 法 (昭 和 44 年 法 律 第 38 号) 第 7 条 第 9 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 個 人 者 施 行 の 施 認 を 可 可 す と。</p>	<p>1 同 法 第 7 条 第 17 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 、 新 施 行 な 者 と た 氏 の 又 稱 及 住 所 に 並 施 行 な 者 な 者 の 氏 名 届 受 理 す と。 2 同 法 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 施 区 行 地 な と べ 域 轄 市 町 に 計 公 事 業 の 画 衆 縦 を 覧 さ せ と (第 38 条 第 2 項 第 58 条 第 3 項 及 び 同 法 第 58 条 第 4 項 の 規 定</p>
	<p>2 同 法 第 7 条 第 16 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 個 人 者 施 行 の 規 準 若 し 規 は 約 事 は 画 事 の 変 更 を 認 可 す と。</p>	
	<p>3 同 法 第 7 条 第 17 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 個 人 者 施 行 の 施 認 を 可 可 す と。</p>	
	<p>4 同 法 第 7 条 第 19 第 1 項 の</p>	

規定に基づき、個人者の選任審査を承認すること。
 5 同法第7条第20項の規定に基づき、個人者の事業を完了し、承認すること。
 6 同法第11条の規定に基づき、組合の設立を承認すること。
 7 同法第16条第3項の規定に基づき、意見を審査し、申請者に対し事業計画の修正を命ずる又は

に準ずる場合を含む。)。
 3 同法第28条第1項の規定に基づき、組合の理事長及び住所を受理すること。
 4 同法第53条第1項の規定に基づき、事業計画の縦横提供を同法第56条の規定に準ずる場合を含む。)。
 5 同法第66条第1項の規定に基づき、土地の形状又は建築物の新築を許

係に意見採るをす
採択するをす
必要をなを
認めをを
旨見提出し
見提出者
提しに
出者
提者
した
者
に
通す
る
こ
と
(
同
法
第
53
条
第
2
項
の
規
定
に
お
い
て
す
合
む
。)
。

8 同法第38条第1項の
規定に基づき、又は計
画若しくは事業の基
本方針の変更をす
るこ
と
。

9 同法第38条第2項
の規定に基づき、書
査し
審し
、を
し
に
事
業
に
必
要

ること。
6 同法第83条第1項
の規定に基づき、権
利交換を縦覧する
こと(同法第83条第
5項及び同法第11
条の規定にす
合む
。)
。

加を命又見係見択必認い意をしにすと
るをを、意に意採るをなを書出者知こ
正えとじは書るをす要め旨見提た通るこ

10 同法第41条第3項の規定に基づき、組合の徴収する賦課金滞り等の処分を認すこと。

11 同法第45条第4項の規定に基づき、組合の解散を認すこと。

12 同法第49条の規定に基づき、組合の決算を承すこと。

13 同法

第50条第2項の規定に基づき再開社を認る可こと。

14 同法第50条第9項の規定に基づき再開社準事画更改を認る可こと。

15 同法第50条第11項の規定に基づき再開社徴収する金等納の滞分を認る可こと。

16 同法第50条第12項の規定に基づき再開社合併若しは

再
會
施
る
地
發
の
若
は
の
及
受
可
こ
は
發
が
す
街
開
業
の
若
は
の
及
受
可
こ
又
開
社
行
市
再
事
全
し
一
讓
び
を
す
と。
17 同 法
第 50 条
の 14 第
1 項 の
規 定 に
基 づ き
、 再 開
發 の 選
任 審 員
の 承 認
を 承 認
す べ し
と。
18 同 法
第 50 条
の 15 第
1 項 の
規 定 に
基 づ き
、 再 開
發 の 事
業 の 終
了 を 承
認 可
し
と。
19 同 法
第 51 条
第 1 項
の 規 定
に 基 づ
き 施 行
規 程 事
業 計 画
を 又

計お定設概つ国通のを、く町設概認る。同法条定づ事画いめ計要い土大認受若は村計要可こ
20 同法条定づ事画いめ計要い土大認受若は村計要可こ
21 同法条定づ事画いめ計要い土大認受若は村計要可こ

任命す
ること
。同法
22 第58条
第1項
前段の
規定に
基づき
、市が
設立し
た地方
住宅供
給公社
の施行
規程及
事業計
画を認
可すこ
。同法
23 第58条
第1項
後段の
規定に
基づき
、市が
設立し
た地方
住宅供
給公社
の施行
規程及
事業計
画の変
更を認
可すこ
。同法
24 第60条
第1項
の規定
に基づ
き、他
人の占
有する
土地に
測量た
め立ち
入り、

立ち入り許可
又は入許る
をすこと。
25 同法
第61条
第1項
の規定
に基づ
き、障
害の及
び土地
の掘つ
等にて
許可す
こと。
26 同法
第66条
第1項
の規定
に基づ
き、土
地の形
質又は
建築物
その他
の工事
の新築
等を許
すこと。
27 同法
第66条
第4項
の規定
に基づ
き、同
法第1
及び第
3項の
規定に
違反者
に対し
、土地
の回復

命じ
 こと
 を
 る
 。
 28 同法
 第72
 第1
 の規
 の定
 に基
 づく
 交通
 のを
 大臣
 の認
 受、
 権換
 を、
 変画
 め、
 し、
 個人
 者、
 組合
 再開
 社、
 市町
 村、
 又は
 設立
 した
 住宅
 供給
 の公
 社利
 権換
 計認
 可す
 こと
 同法
 第72
 第4
 の規
 定に
 おお
 準る
 をを
)。
 29 同法
 第83
 第3
 の規
 定に
 基づく
 市再
 街開
 審の
 査

よ意をし権利計必修加又見係見択必認い意をしにすと法条項同
に、書査権換になを、意に意見採るをなを書出者知こと法条項同
議り見審、変画要正えは書るをす要め旨見提た通る（同第83条及び法第
30 第98条第2項の規定に基づき、若し物件は物件移転の及び執行をこ
の10の規定において用場含む）。

31 同法第99条第3項の規定に基づき、個人者、組合、再開会社、市町、村又は市の設立地住宅供給公社の建築決定を承認すること（同法第99条第8項の規定において準用する場合を含む。）

32 同法第111条の規定に基づき、建築敷地上に権が定められ、権利交換の変換を定めること。

33 同法第112

再開発
会社、
市町、
又は村
のみに
が設立
した地
方住宅
供給公
社の管
理計画
の認可
を認め
ること
（同法
第118
条第6
項の規
定にお
おいて
用する
場合を
含む）
。36
同法第
118条
第30
項第1
項の規
定に基
づき、
再開発
会社の
事業開
始を認
めると
するこ
と。
37
同法第
124条
の規定
に基
づき、
個人者
、施行
組合、
再開発
会社又
は市町
村に對
し、報
告提出

求め、告すこと
又勸をこ
等るこ
るこ
。 38 同法
第124
条の2
の規
定に
基
づ
き、
個
人
者
を
監
督
す
こ
と。
39 同法
第125
条の規
定に
基
づ
き、
組
合
を
監
督
す
こ
と。
40 同法
第125
条の2
の規
定に
基
づ
き、
再
開
社
を
監
督
す
こ
と。
41 同法
第126
条の規
定に
基
づ
き、
市
町
村
を
監
督
す
こ
と。
42 同法
第129
条の2
の規
定に
基
づ
き、
再
開
業
を
認
定
す

	<p>盤の 整備に 係る事 業の調 整及び 推進に 関する こと。</p>						
<p>下 水 環 境 課</p>	<p>1 下水道 に関する こと。</p>			<p>1 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条の2第1項の規定に基づき、流域下水道整備計画を、同法第2条第7項より国土交通大臣に協議すること(同法第2条第9項において用する場合を含む)。 2 同法第3条第2項の規定に基づき、関係市町協議して、下水道設置</p>	<p>1 下水道法第2条の2第6項の規定に基づき、流域下水道整備計画をよすとき、関係市町の意見を聴くこと(同法第2条の2第9項において用場合を含む)。 2 同法第2条の2第7項の規定に基づき、流域下水道整備計画をよすとき、関係市町の</p>		

を行うこと。
 3 同法第4条第2項の規定に基づく事業の計画協賛すること（同法第4条第6項において準用する場合を含む）。
 4 同法第4条第4項の規定に基づき、事業を国土交通大臣に出すこと（同法第4条第6項において準用する場合を含む）。
 5 同法第25条第3項の規定に基づき、事業を計画すること（同法第25条第3項

見を聴くこと（同法第2条の2第9項において準用する場合を含む）。
 3 同法第25条第2項の規定に基づき、市町村が流域下水道の設置を行うことについて協議すること。
 4 同法第25条第3項の規定に基づき、事業を計画するとき、関係市町村の意見を聴くこと（同法第25条第3項第4項において準用する場合を含む）。
 5 同法第25

<p>町協して市路置行と 市とし都水設をこ 係村議、下の等う。 9 同 法 第 37 条 第 1 項 第 1 の 規 定 に 基 づ き、下 水 道 者 等 対 工 事 維 持 に 関 係 必 指 示 する こと。 10 同 法 第 37 条 第 2 項 第 1 の 規 定 に 基 づ き、都 市 路 者 対 該 下 の 改 善 を 命 ず る こと。 11 同 法 第 37 条 第 2 項 第 2 の 規 定 に 基 づ き、構 造 改 善 又 は 下 水 除</p>	<p>立 査 せ る こと。法 第 25 条 に て 用 同 法 第 18 条 第 1 項 第 1 の 規 定 に 基 づ き、調 査 他 土 地 へ の 入 立 又 は 時 を こ と。法 第 39 条 第 2 項 第 2 の 規 定 に 基 づ き、下 水 道 者 等 報 徴 を 行 っ こと。 8 第 10 項 第 1 の 規 定 に 基 づ き、設 傷 行 為 により 必 生 費 を 担 せ こと。 9 同 法 第 32 条 第 1 項 第 1 の 規 定 に 基 づ き、等 他 土 地 へ の 入 立 又 は 時 を こ と。法 第 39 条 第 2 項 第 2 の 規 定 に 基 づ き、下 水 道 者 等 報 徴 を 行 っ こと。</p>
---	---

				<p>をる 止と。 命と。 こ 12 同法 第38条 の規 定に 基 づ き 、 監 分 行 と 政 行 く 。) 。) 。) 13 過疎 地 域 自 立 促 進 特 別 措 置 法 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 公 共 道 線 の 管 設 置 を こ と 。</p>		
	2 農業集 落排水、 漁業集 落排水 その他 集落排 水事業 に 関 す る こ と。			<p>1 計 画 に 関 す る こ と。 2 新 規 採 択 地 区 の 申 請 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 新 規 採 択 地 区 の 通 関 に 関 す る こ と。 2 地 区 の 予 算 割 り 当 り に 関 す る こ と。</p>	
	3 浄化槽 に 関 す る こ と。			<p>1 浄 化 槽 法 第 57 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 機 指 示 を す る</p>	<p>1 同 条 第 2 条 第 1 項 及 び 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 浄 化 槽</p>	

				<p>こと。熊本県浄化槽業者登録点検の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第12条第1項の規定に基づき、浄化槽業者登録取消及び業止をすること。</p>	<p>検点業者登録の拒否をすること。同条例第6条第1項及び第7条の規定に基づき、浄化槽業者登録の変更及び業廃の届出を受けること。同条例第13条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽業者に対する報告徴収及び検査をすること。</p>
4	生活排水対策の企画及び調整に関すること。	<p>1 熊本県生活排水対策基本方針の策定に関すること。</p> <p>2 熊本県生活</p>		<p>1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条第7項の規定に</p>	

			排水処 理施設 整備構 想の策 定に関 すること。		づく 生活排 水対策 重点地 域の指 定に関 すること。			
河川 港湾局	河川 課	1 河川に 関すること。	1 河川 法（昭 和39年 法律第 167号） 第5条 の規定 に基づ き、2 級河川 の指定 をす ること。 2 同法 第16条 の規定 に基づ き、河 川整備 基本方 針の決 定をす ること。	1 同法第 16条の2 の規定に 基づき、 河川整備 計画の決 定をす ること。 2 同法第 22条の 規定に基 づく、洪 水時等 における 緊急措置 の決定を すること。 3 同法第 54条の 規定に基 づく、河 川保全区 域の指定 をす ること。 4 同法第 56条の 規定に基 づく、河 川予定地 の指定を す ること。 5 同法第 23条に 基づく流 水の占有 の許可（ 河川法 施行令（ 昭和40 年政令第 14号）第 2条第3 号で定め	1 同法 第6条 の規定 に基づ き、河 川区域 の指定 をす ること。 2 同法 第23 条に基 づく、 流水の 占有（ 特定水 利使用 を除く。 ）の許 可をす ること。 3 同法 第53 条の規 定に基 づく、 渇水時 における 水利使 用の調 整につ いて必 要な 旋又は 旋調 関す こと。 4 同法 第55 条の規 定に基 づく、 河川保 全区 域にお	1 同法 第17 条の規 定に基 づく、 堤防 道路の 兼用 物に係 る管理 協定を 示す こと。 2 同法 第88 条の規 定に基 づく、 許受者 の届受 りを受け た者の みなる 者の出 理をす ること。		

		る特定水利使用)をすること。	<p>のをこ</p> <p>行為の許可をすること。</p> <p>5 同法第57条の規定に基づき、河川予行地における許可をすること。</p> <p>6 同法第75条第2項の規定に基づく監督に処分をすること。</p> <p>7 同法第79条の規定に基づき、水利の使用に交通大臣の認可をすること。</p> <p>8 同施行令第49条の規定に基づき、をすること。</p>			
2 海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく海岸(国土交通省所管)の保	1 同法に基づく海岸保全施設の設備基本計画を決定す		<p>1 同法に基づく海岸区保域を指定すること。</p>			

<p>全に關すること。</p>	<p>ること。</p>		<p>2 同法に基づく監督に關すること。 3 同法に基づく漁業取等に關すること。</p>			
<p>3 公有水面に關すること。</p>			<p>1 公有埋免の水立許ること。 2 公有埋し功を認め許ること。</p>	<p>1 公有埋係元市町長の意見を徴すること。 2 公有埋係区域の縮少の概要及びゆん功の伸長の易の可を許すること。</p>		
<p>4 水防に關すること。</p>	<p>1 水防計画を決定すること。</p>		<p>1 水防団を指定すること。 2 水防を要する河川を指定</p>			

<p>5 土木災害事務の取りまとめに関すること。</p>	<p>こと。</p> <p>1 災害報告の取りまとめ並びに本省関係機関との連絡すること。</p> <p>2 国庫負担の申請及び実施の認可に関すること。</p> <p>3 災害現地に関すること。</p> <p>4 成功認定の申請すること。</p> <p>5 被災事業の復旧に関すること。</p> <p>6 被災報告に関すること。</p> <p>7 被災査定に関すること。</p> <p>8 被災事業の復旧の申請すること。</p>
------------------------------	---

			9 災 害 関 連 事 業 の 申 請 に 関 す る 事 と。			
6	河川の 美化に 関する こと。					
7	市房ダ ム管理 所、氷 川ダム 管理 所及び 天草地 域ダム 建設事 務所に 関する こと。					
8	水防協 議会に 関する こと。					
9	河川開 発室に 関する こと。					
	(1) 河 川開発 に係る 施策の 企画、 調整及 び推進 に關す ること 。					
	(2) ダ ムの建 設及び 維持管 理に關 すること 。	1 河川 法第47 条の規 定に基 づき、 ダムの 操作規 程を承 認する こと。 2 同法 第52 条の規 定に基 づきダ ム				

		の操作について洪水調整のため必要な措置指示をすること。					
	10 河川港湾局長に関すること。						
港湾課	1 港湾に関すること。	<p>1 港湾管理者の設立、廃止を発起すること。</p> <p>2 港湾施設の計画を策定すること。</p> <p>3 港湾施設の譲渡及び用途を廃止を決定すること。</p> <p>4 港湾計画を策定すること。</p>	1 港湾区域に関する国土交通大臣との協議に関すること。	<p>1 港湾隣接地を指定すること。</p> <p>2 臨港地区の及び指定をすること。</p>	<p>1 港湾施設の開始を決定すること。</p> <p>2 港湾施設の認定申請をすること。</p> <p>3 臨港地区内における構築物及び港湾隣接地域内の構築物の規制をすること。</p> <p>4 統計法に基づく統計の調査及び報告をすること。</p>		
	2 海岸法に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に関	1 海岸保全計画を策定すること。		1 海岸保全区を指定をすること。			

			2 同 法 に 基 づ く 監 督 処 分 に 関 す る こ と。			
	3 港 湾 に 係 る 公 有 水 面 に 関 す る 事 。		1 港 湾 内 区 域 内 に お け る 公 有 水 面 の 水 立 許 す 事 。 2 港 湾 内 区 域 内 に お け る 公 有 水 面 の 水 立 許 す 事 。	1 港 湾 内 区 域 内 に お け る 公 有 水 面 に 係 る 地 元 市 町 村 の 意 見 を 徴 す 事 。 2 港 湾 内 区 域 内 に お け る 公 有 水 面 に 係 る 区 域 縮 小 設 計 要 求 の 概 要 変 更 に 関 係 し 功 能 の 伸 長 の 軽 易 な 事 を 許 す 事 。		
	4 港 湾 災 害 に 関 す る 事 。	1 港 湾 災 害 復 旧 計 画 を 策 定 す 事 。	1 災 害 報 告 の ま 及 び 関 係 機 関 対 連 絡 事 務 に 関 す る 事 。 2 国 庫 の 負 担 申 請 及 び 実 施			

				の認可 に関する こと。 3 災害 現地 に関する こと。 4 成功 認定の 申請を すること。 5 災害 関連事 業の申 請に 関する こと。			
	5 港湾 区内の 美化に 関する こと。						
	6 港管 理事務 所及び 天草空 港管 理事務 所に 関する こと。						
砂 防 課	1 砂防 に関す ること。			1 砂防 法(明治 30 年法 律第 29 号)第 2 条に定 める砂 防設備 を要す 土地指 定の指 解除に 関する こと。			
	2 地す べりに 関する こと。			1 地す べり等 防止法 第 3 条	1 同法 第 11 条 の規定 による		

			<p>及び第4条に定める区域の又止すこと。</p> <p>2 同法第9条の規定による防止工事本を策すこと。</p> <p>3 地すべり防止法第4条及び第5条の規定による軽易な指すこと。</p>	<p>工事及び設計実施承認の工設計承認すること。</p>
3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。	1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第2項及び第10条第4項に基づく監督処		<p>1 同法第3条の規定による急傾斜地危険区域の又止すこと。</p> <p>2 同法第8条の規定による監督（</p>	<p>1 同法第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事の届出受理すること。</p>

		及び命代を 改善の執行を 分令執行す こと。		第2代を 項の執行を 除く。す るこ と。 3 同法 第9条 第3項 の規 定に よる を 勸 す と。 4 同法 第10 条の 規 定に よ り 改 善 命 代 の 執 行 を す る こ と。 。		
4 土砂災 害警戒区 域等にお ける土砂 災害防止 対策の推 進に關す る法律（ 平成12年 法律第57 号）の施 行に關す ること。	1 同法 第20条 第2項 の規 定に よ り 知 事 の 命 令 の 代 執 行 を 行 う こ と。		1 同法 第6条 第1項 の土砂 災害警 戒区域 及び同 法第8 条第1 項の土 砂災害 特別警 戒区域 の指 定は 解 除 を す る こ と。 2 同法 第9条 第1項 の規 定に よ り 特 定 開 発	1 同法 第13条 第1項 の規 定に よ り 届 け 受 理 を す る こ と。 2 同法 第19 条の 規 定に よ り 特 定 開 発 行 為 の 廢 止 の 届 け 受 理 を す る こ と。 3 同法 第21 条の 規 定に よ り 立 入		

					分（同 条第2 項によ る代を 執行す る。行 うこと をこ			
建築住宅局	建築課	1 宅地建 物取引業 に関する こと。			1 宅地建 物取引業 法（昭和 27年法 律第176 号）第3 条第1項 の規定に 基づく宅 地建物取 引業者の 免許に関 すること。 2 同法第 16条第1 項の規定 に基づき 、宅地建 物取引主 任者資格 試験を 実施す ること。 3 同法第 22条第2 項の規定 に基づき 、講習を 指定す ること。 4 同法第 25条第7 項、第66 条及	1 同法第 9条の規 定に基づく 宅地建物 取引業者 の変更届 出受理を 受けるこ と。 2 同法第 18条第1 項の規定 に基づく 宅地建物 取引主任 者の登録 すること。 3 同法第 22条第2 項の規定 に基づく 宅地建物 取引主任 者の交付 に等しく すること。 4 同法第 25条第6 項の規定 に基づき 、営業保 証金		

				<p>第67条の規定に基づき、免取すこと。同法第65条の規定に基づき、及び業務停止命令と。同法第68条の規定に基づき、宅物取引主に対し宅物取引主とすべき事項を禁止すること。同法第68条の規定に基づき、登録を消すこと。</p>	<p>届す旨告る。法第71条の規定に基づき、指導、及び勧告をこ。同法第72条第1項及び第2項の規定に基づく報告及立入に關すること。同法第74条第4項の規定に基づく報告、指導、及び勧告をこ。</p>		
	2 開発行為等の規制に關すること。			<p>1 同法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開</p>	<p>1 同法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開</p>		

行為（面積が5万平方メートル以上のものに限る。）を許可すること。

2 同法第35条第2第1項の規定により、開発許可（面積が5万平方メートル以上のものに限る。）に係る事項の変更をすること。

3 同法第36条第2項の規定に基づき、工事（開発許可を受けた面積が5万平方メートル以上の開発に関するものに限る。）の完了検査、

行為（面積が5万平方メートル未満のもので、審査会の係のものに限る。）を許可すること。

2 同法第35条第2第1項の規定により、開発許可（面積が5万平方メートル未満のもので、審査会の係のものに限る。）に係る事項の変更をすること。

3 同法第35条第2第3項の規定により、開発許可（面積が5万平方メートル以上の

検査を交す。法第37条に基づき、工事完了前建築発可を積が平1万5千平方メートル以上の区域に限る。)
 4 同法第37条に基づき、工事完了前建築発可を積が平1万5千平方メートル以上の区域に限る。)
 5 同法第41条及び第42条に基づき、建築(開可を積が平1万5千平方メートル以上の区域に限る。)
 6 同法第45条に基づき、
 又審査の係るに限り、係項微更出理こと。法第36条第2項の規定に基づき、(開可審査の係るに限り、)を受け積が平1万5千平方メートルの行関も限る。)
 4 同法第36条第2項の規定に基づき、(開可審査の係るに限り、)を受け積が平1万5千平方メートルの行関も限る。)
 5 同法第36条第3項の規定に基づき、工

き、開
 発許
 可(面
 積が
 5万
 平方
 メー
 トル
 以上
 のに
 限る
 。)に
 づく
 基地
 承継
 承認
 する
 こと
 。
 7 同
 法第
 81条
 の規
 定に
 基き
 、監
 督を
 こ

事(開
 発許
 可を
 受け
 たが
 5万
 平方
 メー
 トル
 の未
 満開
 発に
 関し
 て)に
 づく
 基地
 承継
 承認
 する
 こと
 。
 6 同
 法第
 37条
 の規
 定に
 基き
 、工
 事公
 告の
 建築
 (開
 発許
 可(審
 査会
 の係
 るに
 限る
)を
 受け
 たが
 5万
 平方
 メー
 トル
 の未
 満開
 発区
 域に
 限る
)を
 承認
 する
 こと
 。
 7 同
 法第
 41条
 及び
 42条
 の規
 定に
 基

				。) に 基 づ く 地 位 の 承 継 を 承 認 す こ と 。	
3 宅地造成等の規制に関すること。	<p>1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定に基づき、宅地造成規制区域を指定すること。</p> <p>2 同法第14条第5項の規定に基づく宅地に造成に伴う災害防除工事の代執行に関すること。</p> <p>3 同法第20条の規定に基づき、造成防災区域を指定又は解除すること。</p>		<p>1 同法第8条第1項の規定に基づき、宅地造成に関する工事（造成面積5万平方メートル以上のものを許すこと。</p> <p>2 同法第12条第1項の規定に基づき、工事（造成面積5万平方メートル以上のものを計画変更しとす可きこと。</p> <p>3 同法第12条第2項の規定に基づき、工</p>	<p>1 同法第18条の規定に基づき、工事の状況について報告を徴すること。</p>	

積平一以ものなをと届受る。法条定づ工造積平一以も完検行検証付こ
面万メルの)画微更たのをす。同法条定づ工造積平一以も完検行検証付こ
成5方ト上の計軽変しき出理こ 4 第13の規基、(面万メルの)の了査い査をす。同法
5 第14の規基、処分条項執除)る。同法条定づ工造積平一以も完検行検証付こ
6 第15の規基、等(面

積 5 万
平 方
一 トル
以 上 の)
の 届 出
の 受 理
を す る こ
と。

7 同 法
第 17 条
の 規 定
に 基 づ
き、改
善 (同
第 3 項
の 規 定
に 準
れ 第
14 条
第 5 項
の 行
を 除
く) を
す る こ
と。

8 同 法
第 18 条
第 1 項
の 規 定
に 基 づ
き、宅
地 に 関
する 工
事 の 状
況 を 検
査 す
る こ
と。

9 同 法
第 22 条
の 規 定
に 基 づ
き、改
善 (同
第 3 項
の 規 定
に 準
れ 第

				<p>14 条第5項の代執行を除外することを。す。</p> <p>10 同法第23条の規定により準用される第19条の規定に基づき造成防地区域内の宅地状況を検査すること。</p>			
	4 優良宅地に関すること。						
	5 宅地建物取引業審議会及び開発審査会に関すること。						
	6 不動産特定共同事業に関すること。			<p>1 不動産特定共同業法（平成6年法律第77号）第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同業の許可すること。</p>	<p>1 同法第10条の規定に基づく不動産特定共同業の変更の届出受理すること。</p> <p>2 同法第39条の規定に基づき、指導、助言及</p>		

			<p>2 同 法 第 36 条 の 規 定 に 基 づ き、許 可 を 取 り 消 す こ と。</p> <p>3 同 法 第 34 条 及 び 第 35 条 の 規 定 に 基 づ き、指 示 及 び 業 務 停 止 を 命 じ る こ と。</p> <p>4 同 法 第 37 条 の 規 定 に 基 づ き、業 務 管 理 者 の 解 任 を 命 じ る こ と。</p>	<p>び 勸 告 を こ と。同 法 第 40 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、報 告 立 入 検 査 を 行 う こ と。</p>		
	7	ア ー ト ポ リ ス 及 び 建 築 の ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン に 関 す る こ と。				
	8	建 築 に 関 す る こ と (建 築 物 安 全 推 進 室 の 分 掌 事 務 を 除 く。)		1 高 齢 者、障 害 者 等 の 移 動 の 円 滑 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 18 年 法 律 第 91 号) 第 15 条 の 規 定 に		

			<p>づき、適令措置請る。法条第 21 条規定に基づき、改命す。法条第 22 条規定に基づき、計画認定を消すこと。</p>			
9	建築物安全推進室に関すること。					
	(1) 建築に関すること。	<p>1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、区域の指定をすこと。</p> <p>2 同法第 22 条第 2 項の規定に基づき、区域の指定をすこと。</p>	<p>1 同法に基づき、建築物の建築を許可すこと。</p> <p>2 同法第 6 条第 5 項第 2 条第 3 項及び第 18 条第 4 項の規定に基づく構造計算性に関すること。</p>	<p>1 建築基準法第 55 条第 2 項の規定に基づき、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住宅専用地域における建築物等に対する高さ制限の緩和をすこと。</p>		

。 同 法 第 84 条 の 規 定 に 基 づ く 被 災 市 街 地 の 建 築 の 禁 止 限 制 に 関 す る こ と。
 4 同 法 第 85 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、非 常 の 災 害 発 生 し た 区 域 指 定 を こ と。

3 同 法 第 9 条 に 基 づ く 建 築 物 対 寸 置 命 令 に 関 す る こ と。
 4 同 法 第 10 条 の 規 定 に 基 づ き、保 安 上 で 危 険 な 建 築 物 対 寸 置 命 令 を こ と。
 5 同 法 第 11 条 の 規 定 に 基 づ き、市 議 会 同 意 を 得 た 建 築 物 対 寸 置 命 令 を こ と。
 6 同 法 第 14 条 の 規 定 に 基 づ き、勸 助 は を こ と。
 7 同 法 第 17 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く

2 同 法 第 86 条 第 8 項 及 び 第 86 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、一 団 地 に 関 す る こ と。
 3 建 築 基 準 法 施 行 規 則 (昭 和 25 年 省 令 第 40 号) 第 10 条 の 規 定 に 基 づ き、指 定 道 路 等 に 関 す る こ と。
 4 建 築 統 計 に 関 す る こ と。

行政に対する監督に関すること。
8 同法第42条第1項第4号の規定に基づき、道路指定すること。
9 同法第42条第2項の規定に基づき、幅員4メートル未満の道路指定すること。
10 同法第42条第3項の規定に基づき、水平距離指定すること。
11 同法第45条の規定に基づき、道の変更、廃止、又は制限をすること。
12 同法第46

の 規 定
に 基 づ
く 壁 面
線 の 指
定 に 関
す る こ
と。

13 同 法
第 68 条
の 7 の
規 定 に
基 づ き
予 定 の
道 路 を
指 定 す
る こ
と。

14 同 法
第 90 条
の 2 の
規 定 に
基 づ き
工 事 特
殊 建 築
物 対 置
し 命 令
を こ
と。

15 建 築
物 の 耐
震 改 修
の 促 進
に 関 す
る 法 律
(平 成
7 年 法
律 第
123 号)
第 7 条
第 3 項
の 規 定
に 基 づ
き 、 公
表 を こ
と
。

16 同 法
第 11 条
の 規 定
に 基 づ
き 、 改

				<p>命令する。法第12条に基づき、計画的に消すこと。</p> <p>17 同法の規定に基づき、画定りこ</p>		
				<p>1 建築士法(昭和25年法律第202号)第9条の規定に基づき、2級建築士及び造建築士の免取すこと。</p> <p>2 同法第10条第1項の規定に基づき、戒告業務の停止又は免取すこと。</p> <p>3 同法第13条の規定に基づき、2級建築士及び造建築士の免取すこと。</p>	<p>1 同法第5条の規定に基づく2級建築士及び造建築士の免取すこと。</p> <p>2 同法第23条第3項の規定に基づく建築士事務所登録に関すること。</p> <p>3 同法第26条第1項の規定に基づく報告及び立入に関すること。</p>	
		(2) 建築士に関すること。				

徴する金滞分可
の課の処認るこ
す賦納をすと。
11 同法第45条第4項の
第45条第4項の
の規定に基づき、組
合散を認る可
12 同法第49条の
第49条の規定に基づ
の報告承認を
13 同法第50条第
第50条第1項の規
定に基づき、再開
の施行を認る可
14 同法第50条第
第50条第1項の規
定に基づき、再開
の規準は計画
の変更を

するこ
と。

15 同法
第50
条第
11第
2項
の規
定に
基き
、再
開社
の徴
収金
等納
付の
滞り
を認
可す
ること。

16 同法
第50
条第
12第
1項
の規
定に
基き
、再
開社
の合
併若
は分
割若
は再
開社
が地
域再
開発
事業
の全
部若
は一
部の
譲渡
及び
譲受
を認
可す
ること。

17 同法
第50
条第
14第
1項
の規
定に
基き
、再
開社
の選
任

審
認
こ
る
委
承
る
こ
す
査
を
す
と
。 18 同
法
第
50
条
第
15
項
の
1
規
定
に
基
づ
き
、
再
開
社
業
を
す
と
認
可
す
こ
と
。
19 同
法
第
51
条
第
1
項
の
規
定
に
基
づ
き
、
施
程
事
業
計
画
を
、
又
は
計
画
に
お
け
る
設
計
の
概
況
に
関
し
、
土
交
通
大
臣
の
認
可
を
受
け
、
若
し
は
市
町
村
の
設
計
の
概
況
を
認
可
す
こ
と
。
20 同
法
第
56
条
の
規
定
に
基
づ
き
、
事
業
計
画

い
お
定
め
設
計
要
求
の
概
要
変
更
の
に
つ
い
て
国
土
大
臣
の
認
可
を
受
け
、
若
し
は
市
の
設
計
要
求
の
概
要
変
更
の
認
可
を
す
と。
21

同
法
第
57
条
第
4
項
の
規
定
に
基
づ
き
、
市
再
審
査
委
員
を
命
じ
、
同
法
第
58
条
第
1
項
の
規
定
に
基
づ
き
、
市
の
設
計
要
求
の
概
要
変
更
の
認
可
を
す
と。
22

同
法
第
58
条
第
1
項
の
規
定
に
基
づ
き
、
市
の
設
計
要
求
の
概
要
変
更
の
認
可
を
す
と。
23

同
法
第
58
条
第
1
項

のにきの設た住給の規及び計変認る。同法第60条第1項の規にき、他の占るに等めち、立をすこと。同法第61条第1項の規にき、障の及地掘つ許すこと。同法第66条第1項の規に

後段の
規定に
基き、
み市が
立がし
地地方
宅供給
公社
施行の
程規
事業
画及
更計
可変
こ認
る。

24 同法
第60
条第
1項
の規
にき
、他
の占
るに
等め
ち、
立を
すこ
と。

25 同法
第61
条第
1項
の規
にき
、障
の及
地掘
つ許
すこ
と。

26 同法
第66
条第
1項
の規
に

、土形変は物他作新をす
、のの又築の工の等可こ
地質更建その物の築許る
き

27 同法条第66条第4項の
第66条第4項の規定に
第4項の規定に基づき、
同第1項及び第3項の
規定違反者に対し、土
地原状等じを命じること
を

28 同法条第72条第1項
の規定に基づき、国土
交通大臣の認可を受け、
権限を、変換を、若く
は個人者、組合、発
達市町は

がし地方供社利計認る（第第のにてす場合む）。
の設立地宅公権換をすと同法条第の規お準るを。
29 同法条第の規基、市再審のよ意をし利計必修加又見係見択必認い意をしにすと同法条
第第の規基、市再審のよ意をし利計必修加又見係見択必認い意をしにすと同法条

第5項及び同法第118条の10の規定において用する場合を含む。)

30 同法第98条第2項の規定に基づき、土地若しくは物件又は物件の移転及び執行をこ

31 同法第99条第3項の規定に基づき、個人者組合、再会社、市町又は村市がした住宅公団の建築決定を承認すること

99 条の
8 第5項
の規定
の決定
の取り
の消し
におい
準用す
る場合
を含む
。) 。
32 同法
第111
条の規
定に基
づく、
施行、
建築に
権が設
定され
ないも
のとし
て権利
計画を
定めこ
と。
33 同法
第112
条の規
定に基
づく、
個人、
施行者
、又開
発会社
の事業
開始を
決定す
と。
34 同法
第114
条の規
定に基
づく、
市長と
協して
、当該
市町

事を代に定めること（同法第118条第30項の規定において用する場合を含む）。

35 同法第118条第6項第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受け、管理計画若しくは開発、村市町が地方公共団体の管理計画を認可すること（同法第118条第4項において用場

を含む)
36 同法第118条第1項の規定に基づき、再開社業開始を決定すること。
37 同法第124条の規定に基づき、施行組合、再開社は市町村に報告を求め、勸告等を行うこと。
38 同法第124条の2の規定に基づき、個人者を監督すること。
39 同法第125条の規定に基づき、組合を監督

ること。
40 同法第125条の2の規定に基づき、再開発会社を監督すること。
41 同法第126条の規定に基づき、市町村を監督すること。
42 同法第129条の2の規定に基づき、再開発事業を認定すること。
43 同法第129条の9の規定に基づき、再開発事業の認定を取り消すこと。
44 同法第133条の規定に基づき、管理規約を定め、若しくは

				個人、施行組合、再開会社は、発市の設立が土地宅公管約可こと。			
		(5) 優良住宅に関すること。					
		(6) がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。					
		(7) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の施行に関すること（建築物に関するに限る。）。		1 同法第75条第3項の規定に基づく公表すること。			

<p>(8) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）第2条第1項第1号から第3号に該当するもの）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第15条に基づく分別解体の方法の変更のその他の必要な措置をとる。</p>			
<p>(9) マンションの建替やエレベーター等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第9条第1項の規定に基づき、組合立可成りとする。 2 同法第11条第3項の規定に基づき、意見を審査、事業</p>	<p>1 同法第11条第1項の規定に基づき、施行マンションの所在地の市長等に計画を縦覧させ、同法</p>		

	(10) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の施行に関すること（建築物に関するに限る。）。			1 同条例第52条の規定に基づく公表を行うこと。	1 同条例第35条の規定に基づく公表を行うこと。		
	(11) 建築審査会及び建築士審査会に関すること。						
	10 建築住宅局長に関すること。						
営繕課	1 営繕工事及び設備工事の発注、監理並びに技術協力に関すること。			1 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第3項の規定により、市町協議会及び地域協議会の見取を聴くこと。			
住宅課	1 住宅及び住環境に関すること。	1 住宅に関する基本計画を策定す		1 住生活基本法（平成18年法律第61			

ること
。

号) 第
17 条第
3 項の
規定に
よるに
、市町
に協議
すこと
及び
地域住
宅協議
会の見
取こと
。

2 同法
第17
条第4
項の規
定によ
り、国
土交通
大臣に
協議す
こと。
同法第
17条第
7項の
規定に
よるに
、計画
公表す
こと及
び国土
交通大
臣に報
告すこ
と。

4 地域
におけ
る多様
な需要
に応じ
た公共
的住宅
等の整
備に関
する特
別措置
(平成
17年法

				<p>律第79号)第6条の規定による地域計画決定に関すること。住宅地盤整備事業の計画決定に関すること。</p>			
2 公営住宅に関すること。	1 県営住宅の明渡し調停及び訴訟に関すること。		<p>1 県営住宅の入居募集決定に関すること。 2 県営住宅の家賃及び減免徴収に関すること。 3 県営住宅の入居明渡し請求に関すること。</p>	<p>1 県営住宅の替え等承認すること。 2 県営住宅の用途変更承認すること。</p>			
3 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。				1 独立行政法人住宅金融支援機構受託の実施すること。			

	4 住宅地区改良に関すること。			1 住宅地区を指定すること。 2 同法第9条の規定により建築の制限の許可、移転又は却を命ずること。			
	5 住宅供給公社の他住宅関係団体に関すること。			1 地方住宅供給法（昭和40年法律第124号）第27条の規定により事業計画及び資金計画を承認すること。 2 同法第41条の規定により監督を命ずること。			
	6 農地所有者等賃貸住宅に関すること。			1 同法第10条の規定により報告徴収及び検査			

				する こと。			
			7 特定優良賃貸住宅に関する こと。	1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条の規定による供給計画の認定に関すること。 2 同法第5条の規定による供給計画の変更に関すること。 3 同法第9条の規定による地位承継に関すること。 4 同法第10条の規定による命改善に関すること。 5 同法第11条の規定による供給			

			画の認 定の取 消しに 関する こと。			
8 高齢者の居住の安定確保に関すること。		1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の規定による高齢者居住安定確保計画の策定に関すること。				
9 住宅の品質確保の促進等に関すること。						
10 マンションの管理の適正化の推進に関すること。						
11 長期優良住宅の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。			1 同法第13条の規定による改善命に関すること。 2 同法第14条の規定による計画の認定の取消に関すること。	1 同法第5条の規定による長期優良建築等計画の認定に関すること。 2 同法第8条及び第9条の規定による受けた長期		

							住宅建築等計画の変更に関すること。 3 同法第10条の規定による地位の承継に関すること。
--	--	--	--	--	--	--	---

別表第4土木部道路都市局道路整備課の項を削り、同表同部同局道路保全課の項担当課長補佐（主幹・参事）専決事項の欄第1号を同欄第2号とし、同欄に第1号として次のように加える。

- 1 道路台帳の閲覧に関すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 熊本県資産活用推進室設置規程（平成21年熊本県訓令第36号）
 - (2) 熊本県新幹線元年戦略推進室設置規程（平成23年熊本県訓令第46号）
 - (3) 熊本県全国豊かな海づくり大会準備室設置規程（平成23年熊本県訓令第69号）

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事決裁事項の欄第7号を次のように改める。

- 7 訴訟の対応方針に関すること。

別表第1出納局長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号の前に次の1号を加える。

- 6 訴訟、審査請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関すること（訴訟の対応方針に係るものを除く。）

別表第1出納局長専決事項の欄中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第19号中「第28号」を「第29号」に、「第32号」を「第33号」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第20号中「第14号」を「第12号」に改め、同号を同欄第19号とし、同欄第21号を削る。

別表第1課長専決事項の欄第35号中「かつ輕易」を削り、同号を同欄第36号とし、同欄第34号を同欄第35号とし、同欄第33号を同欄第34号とし、同欄第32号中「第28号」を「第29号」に改め、同号を同欄第33号とし、同欄中第31号を第32号とし、第24号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第23号中「第18号」を「第19号」に、「第20号」を「第21号」に改め、同号を同欄第24号とし、同欄中第22号を第23号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第17号中「輕易な」を削り、同号を同欄第18号とし、同欄中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- 7 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱（本人からの申出に基づかない任期途中の解嘱を除く。）に関すること。

別表第2会計課の部4の項分掌事務の欄及び同表管理調達課の部4の項分掌事務の欄中「会計検査」を「会計事務についての検査」に改める。

別表第3会計課の部4の項分掌事務の欄中「会計検査」を「会計事務についての検査」に改め、同項会計管理者決裁事項の欄中「会計検査」を「検査」に改める。

- 別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

項 目		支出負担行為の合議			
		会計管理者決裁事項	出納局長専決事項	課長専決事項	担当課長補佐（主幹）専決事項
報償費			100万円以上	30万円を超え 100万円未満	
交際費			100万円以上	30万円を超え 100万円未満	
需用費	食糧費（会食に要する費用に限る。）		200万円以上	200万円未満	
	食糧費（会食に要する経費及び被留置者、入院患者、被収容者等の賄費を除く。）及び賄材料費		200万円以上	10万円を超え 200万円未満	
	一般需用費（光熱水費に限る。）				30万円を超えるもの
	一般需用費（用品の集中調達により支出する経費に限る。）			30万円を超えるもの	
	その他の経費		200万円以上	30万円を超え 200万円未満	
役務費	一般役務費（電報料及び電話料に限る。）				30万円を超えるもの
	その他の経費		100万円以上	30万円を超え 100万円未満	
委託料	国への工事施行の委託に係る経費		5,000万円以上	100万円を超え 5,000万円未満	
	その他の経費		2,000万円以上	100万円を超え 5,000万円未満	
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料（工事に伴う用地の使用に係るものに限る。）		5,000万円以上	30万円を超え 5,000万円未満	
	賃借料（リース契約に係るものに限る。）		400万円以上	30万円を超え 400万円未満	

	その他の経費		100万円以上	30万円を超え 100万円未満	
工事請負費			2億円以上	1,000万円 を超え2億円未 満	
原材料費			1,000万円 以上	100万円を超 え1,000万 円未満	
公有財産購入費			5,000万円 以上	500万円を超 え5,000万 円未満	
備品購入 費	用品の集中調 達により支出 する経費			30万円を超え るもの	
	その他の経費		200万円以上	30万円を超え 200万円未満	
負担金、 補助及び 交付金	負担金	2,000万円 以上	500万円以上 2,000万円 未満	30万円を超え 500万円未満	
	補助金	5,000万円 以上	1,000万円 以上5,000 万円未満	500万円を超 え1,000万 円未満	
	交付金	2,000万円 以上	1,000万円 以上2,000 万円未満	500万円を超 え1,000万 円未満	
扶助費			1,000万円 以上	30万円を超え 1,000万円 未満	
貸付金			2,000万円 以上	300万円を超 え2,000万 円未満	
補償、補 填及び賠 償金	補償金		5,000万円 以上	100万円を超 え5,000万 円未満	
	補填金	1,000万円 以上	200万円以上 1,000万円 未満	100万円を超 え200万円未 満	
投資及び出資金		1,000万円 以上	100万円以上 1,000万円 未満	100万円未満	
積立金			100万円以上	100万円未満	
寄附金		1,000万円 以上	100万円以上 1,000万円 未満	100万円未満	

(注) この表は、別表第3に規定する会計課の分掌事務のうち「2 支出負担行為の合議に関する事」について適用する。
別表第5 (第7条関係)

項 目	支出負担行為の確認及び支出命令の審査			
	会計管理者決 裁事項	出納局長専決 事項	課長専決事項	担当課長補佐 (主幹) 専決 事項
一般の	1 報償			全額
支出に	2 給料			全額
係るも	3 職員手当			全額

の	4	共済費			全額		
	5	災害補償費			全額		
	6	恩給及び退職年金			全額		
	7	賃金			全額		
	8	報償費	報償金等	1,000万円以上	100万円以上1,000万円未満	100万円未満	
			報償品			全額	
	9	旅費			外国旅行に限る。	外国旅行に係るものを除く。	
	10	交際費	契約により支出する経費			全額	
			その他の経費	1,000万円以上	100万円以上1,000万円未満	100万円未満	
	11	需用費	一般需用費（用品の集中調達により支出する経費及び光熱水費に限る。）				全額
			その他の経費			全額	
	12	役務費	保険料		100万円以上	100万円未満	
			一般役務費（電報料及び電話料に限る。）				全額
			その他の経費			全額	
	13	委託料			全額		
	14	使用料及び賃借料			全額		
	15	工事請負費			全額		
	16	原材料費			全額		
	17	公有財産購入費			全額		
	18	備品購入費	用品の集中調達により支出する経費				全額
その他の経費					全額		
19	負担金、補助金及び交付金	負担金（契約により支出するものに限る。）			全額		
		負担金（契約により支出するものを除く。）	2,000万円以上	500万円以上2,000万円未満	500万円未満		
		補助金			全額		
		交付金			全額		
20	扶助費			全額			

2 1 貸付金	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金	1 億円以上	2, 0 0 0 万円以上1 億円未満	2, 0 0 0 万円未満	
	その他の貸付金			全額	
2 2 補償、補填及び賠償金	補償金			全額	
	補填金			全額	
	賠償金	1, 0 0 0 万円以上	1 0 0 万円以上1, 0 0 0 万円未満	1 0 0 万円未満	
2 3 償還金、利子及び割引料		5, 0 0 0 万円以上	1, 0 0 0 万円以上5, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満	
2 4 投資及び出資金				全額	
2 5 積立金				全額	
2 6 寄附金				全額	
2 7 公課費				全額	
2 8 繰出金		2, 0 0 0 万円以上	1, 0 0 0 万円以上2, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満	
戻入金に係るもの				全額	
歳入歳出外現金に係るもの				全額	
基金に係るもの		2, 0 0 0 万円以上	1, 0 0 0 万円以上2, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満	

備考 熊本県会計規則第30条の規定による過誤納金の戻出決定の審査に係る専決事項については、戻入金の例による。

(注) この表は、別表第3に規定する会計課の分掌事務のうち「3 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること」について適用する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県ポートセールス推進室設置規程を次のように定める。
平成24年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ポートセールス推進室設置規程
(設置)

第1条 熊本港、八代港及び三角港（以下「熊本港等」という。）の利用促進等を図るため、商工観光労働部新産業振興局企業立地課にポートセールス推進室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊本港等への貨物の集積の促進に関すること。
- (2) 熊本港等に寄港する船舶の誘致に関すること。
- (3) 熊本港臨海用地の分譲、貸付け及び管理に関すること。
- (4) その他熊本港等の利用促進等に関すること。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、商工観光労働部新産業振興局企業立地課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、商工観光労働部新産業振興局企業立地課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、商工観光労働部新産業振興局企業立地課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ商工観光労働部新産業振興局企業立地課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、商工観光労働部新産業振興局企業立地課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。